

# 岡埜谷家古文書目録

その6（近世F1（お茶の販売）～G4）

平成30年1月 整理

島田市博物館

（島田市史編さん委員会）

## 綴込み資料

### 岡塩谷家古文書目録 その6（近世）

- 1 岡塩谷家文書から見た篠間村（その6）－近世を中心として－ ······ (前1)
- 2 年 表 ······ (前3)
- 3 近世文書分類表（文書目録の目次に替えて） ······ (前4)
- 4 岡塩谷家古文書目録の利用に当たって ······ (前5)
- 5 古文書目録（分類「F-1」～「G-4」） ······ (No.190)

## 岡塙谷家文書から見た笛間村（その 6）

—近世を中心として—

### 1. はじめに

本誌「その 6」の古文書目録には分類 F 1・2 と G 1・2・3・4 の文書が収録されています。この内、内容につき F 1 までは「その 5」で紹介済みなので、ここでは F 2 と G の分野を扱います。

分類 G は目録「その 7」の中にも若干ありますが、その内容紹介は本誌「その 6」で一括して扱うことにしました。

「F 2」の内容は金融面を指しており、それには「借金・質地・田地証文」と「無尽（頬母子譲）」がありますが、当家文書ではその殆どが借金・質地・田地証文です。

そこで本誌では主としてこの借金・質地・田地証文（以下借用証文と一括する）のあり方について江戸時代の模様を紹介します。

### 2. (1)「借用申金子手形之事」と(2)「永代充渡申田地手形之事」

#### (1) 借用申金子手形之事

本目録に於いて年代の明記されている借用証文は、寛文 7 (1667) 年から明治元 (1868) 年の 200 有余年にわたる文書で、ざっと 262 点を数えます。見出し (1) と (2) は本目録中に出てくる標題から探ったものですが、表現は異なっていても文書内容からいって、ほぼこの 2 つの標題に代表されるといってよいでしょう。

この 2 つの内容を検討するとき、幕府が発布した元禄 8 (1695) 年 6 月の「覚」(一般的に「質地取扱いに関する十二ヶ条の覚」と称されている) を避けて通る訳にはいきませんが、その内容は後で紹介するとして、先ずはこの元禄 8 年の「覚」発布（以後「12ヶ条の覚」とする）以前の時代のことを考えることにします。

岡塙谷家文書群の中に含まれる元禄 8 年以前のものは、寛文 7 年・延宝 3 年・延宝 9 年の 3 点のみですが、その内 寛文 7 年のものは無尽譲に関するもので、これを除外するとわずか 2 点、延宝 3 年（通し番号 2804）・同 9 年（通し番号 2805）の文書となります。両者とも質物を担保に金子を借用していることが分かります、延宝 9 年の文書は 7 月に借用し、その年の暮に返却することになっています。延宝 3 年の文書の内容は摘要欄には書かれていなければ、12 月 20 日に借りているので、返却期限は多分翌年の暮となっている筈です。その約束の期限に返済できなくて担保物件が質流れとなり、その後次々と他人の手から手へと渡っていった様子が見てとれます。

以上、2 例しか見ることができませんが、元禄 8 年以前の借金・質地証文は、借用期間は 1 年未満、質物は田畠というのが一般的でした。これが「借用申金子手形之事」の見出しで

代表されるものです。

もともと幕府は、中小自作農（本百姓）経営の崩壊を防ぐために寛永 20 (1643) 年 3 月 田畠永代売買禁止令（寛永 18・19 年発生の大飢饉が契機）を発布していました。しかしこの禁止令では、田畠永代売買を禁止にしたけれども、その質入れについては認めていたのです。百姓は、年貢納入のために背に腹はかえられず金子を借用、しかし期限が来ても返済出来ず、結局田畠は質流れとなつて失ってしまうのです。このような現象が至るところで目立つようになっていました。

江戸幕府はこれを見逃すことができません。そこでその打開のために元禄 8 年 6 月、御触れ「12ヶ条の覚」を発布することになったのです。

#### (2) 永代充渡申田地手形之事

最初に幕府が公布した「12ヶ条の覚」の骨子を示しておきましょう。

**第一条 田畠・屋敷を、年季を決めて質入れし、年季明けに田畠を請け返す、と取り交わし證文で決めていながら、質入者がその約束を果たさない場合、以後 質に取った者が自分で耕作してもよし、また他人にその田畠を質入れしてもよし、つまり自分の土地とすることができる。**

**第六条 田畠屋敷を、年季を指定せずに無期限で質入れし、その借用金はある時払いに請け返す、などと證文で取り交わした場合、以後何年経過しようとも、金子借主は請け返しを申し出ることができる。但し、長年月を経て世代も替わり、もとの田畠がはっきりしなくなっている場合は、その都度公儀へ申し出て裁決を仰ぐものとする。**

**第十一條 田畠屋敷を質入して金子借用するも、その證文に年季明・請け返しの文言が何ら記載されていない、そんな場合でも質入主が 新に請け返しを願い出で次第請け返せることとする。また長い年月を経て請け返しの田畠に問題が生じた場合も、その都度公儀の判断を仰ぐものとする。**

**第十二条 質入主が田畠譲り渡し證文に、礼金・税金として金子を受取り、譲り渡しのこと々孫々まで異存なし、などと記載されている場合、永代充渡同様となるので、公儀が田畠を一端取り上げた後、双方永代売の作法通り申し付ける。**

（文章意訳）

以上、十二ヶ条の内、第一・六・十一、十二条の 4 カ条のみ紹介しましたが、その外の条項はこの 4 カ条の施行細則のような意味合いをもつ条文です。そこで全般にわたっていえることは、寛永 20 年の田畠永代売買禁止令はそのまま維持しつつも、その厳罰主義に柔軟性を持たせた、ということができます。市販される日本史簡易年表ではこの「12ヶ条の覚」を田畠永代売買禁止令の緩和とうたっているものもあります。しかし公儀はこの「田畠永代売

買禁止令」を明治5（1872）年2月まで決して取り下げる事はありませんでした。

「12ヶ条の覚」の発布によって、以前のような金子借用期間を1年未満とする者は、発布後ほとんどなくなつたといつてよいでしょう。しかし年貢納入に困ってやむなく借用しようとする小農民ゆえに、1年未満の短期借用は返済の見込みは立たなかつたのです。結局は「12ヶ条の覚」のとおり5年季とか10年季とかの田畠年季売りをすることになりました（「12ヶ条の覚」の規定では、年季売り10年季までは是とされ、それを越える年季間は禁止）。

笛間村下組の場合 田地は少ないので、畠地（茶畠）の年季売りや、また持ち山や森林の年季売りが目立ちます。また山林や山地は「田畠」ではないけれども、これに準ずるという解釈で年季売りをしたものと思われます。

しかしながら結局は、5年や10年の年季が来ても借金を返せず、約束どおり畠地や山地を手放すことになりました。それに時代が下るにつれて、この「12ヶ条の定」を無視し、即時永代売買のヤミ取引をする者もあったのです。

「永代売渡申田地手形之事」という証文の見出しが、長い契約年季が来ても借金返済のできない場合と、田畠永代売買禁止令に背いてヤミ取引を行つた場合の二様の事例を含んでいます。こうした事例は当方に止まらず全国的にみられる現象でした。

かくして土地持ちの富裕者と土地を手放した貧困者の二極分解が進み、そのことが明治期以後 地主制社会を生みだす素地ともなつたのです。

### 3、東海道宿場町との関わり（分類：G—1・2・3・4に関して）

大井川筋左岸の、笛間村をはじめ笛間渡・身成・伊久美の村々は江戸時代を通じて幕府領でした（一時、藤枝藩の領地となつた村もある）。これらの村々は、望む望まざるに関わらず近隣の東海道宿場と関わりをもつていました。ここではこの点について紹介します。

#### （1）島田宿との関わり

笛間村は幕府領で、島田役所の管轄下にありました。したがつて島田宿とは政治的に密接な関わりをもつっていました。ここでは2つの事例を紹介しましょう。

##### その一：島田駅の経営費負担に関する

宿駅経営費のことは各宿とも悩みの種となっていました。幕府から宿駅助成金が運営費として渡されますが、それだけでは足りず、宿ではこの助成金の一部を宿外の村々に貸付けて、その利子を運営費に充てるというやり方をとつていたのです。勿論幕府公認の上です。通し番号3225以後「嶋田宿御敷金の内から借用……」、「嶋田宿御伝馬役之者御敷貸付金の内から拝借……」などの拝借資金のことが頻りにでてくるのがその例で、これらは村の名主が保証人になって、村の責任として否応なしに借用しなければならない場合が多かつたのです。

##### その二：朝鮮通信使來聘に関する

江戸時代、徳川将軍の代替わりに朝鮮王朝から使節が派遣されていました。それは慶長12（1607）年から文化8（1811）年まで都合12回を数えます。当家文書に紹介されるのはその11回目 明和元（1764）年、将軍家治の代のものです。この時の来朝者は477人に及び、それに案内・護衛のための日本人も加わり大変な人数になります。これらの多数の者が東海道を往きかえりするのです。この負担を幕府は周辺の村々に課したのです。通し番号3224の「朝鮮人来朝帰国諸入用明細帳」はその村負担を詳しく述べています。

#### （2）助郷役のこと

各宿場には人馬が常置されていましたが、臨時にその人馬の補充が必要な場合、近隣の村々に役務を負担させました。この村を助郷村といい、その課役を助郷とか助郷役と呼びました。

笛間村は幕府領でもともと助郷村には指定されていなかったが、江戸時代後期には東海道往来が激しくなり臨時に課役されるようになりました。藤枝宿への余荷助郷や増助郷がそれです（余荷助郷・増助郷=共に臨時の助郷役）。

人馬を提供するといつても、藤枝宿にはひと山もふた山も越えて赴かねばなりません。助郷役は一日勤めとしても馬を連れての往復にはその日の内に、という訳にはいきません。結局金子支払で代行することになるのですが、村にとってはこの臨時負担が大変だったのです。

#### （3）大井川の桶越し

大井川の川越しは、島田宿と金谷宿に設けられた川会所で川札を購入し、川越人足の助けを借りて渡る、と定められ、これ以外の川越しは厳禁とされていました。ところが違反を承知の上で大井川の上流や下流で忍んで渡る者もありました。

その上流では「桶越し」と呼ばれ、地元の人の案内で勿論賃銭を払つて渡る他國者もいたのです。通し番号3259はその例です。しかし一方地元の人にはこの桶越しを生活路の一環として認められていたのです。通し番号3265をそのことを示すものと言えるでしょう。

尤も川越し違反に一番厳しい目を向けていたのは島田・金谷宿の川越しに関わる者等で、川上や川下の住民にとってそれ程強い罪の意識はなかつたようです。

以上、東海道宿場町の近隣の村々ということから、その特徴的ものを幾つか紹介しました。

これをもつて、分類F・Gの解説を終わります。ここに掲げたそれぞれの現象から課題を見出し、地域の歴史を掘り下げて行くことに少しでも役立つならばと考えています。





# 岡埜谷家古文書目録の利用に当たって

## I 文書目録の見方について

### 1 文書の分類

本古文書の内容はほぼ江戸時代から明治・大正・昭和の時代にわたっています。江戸時代の文書（中世文書も含む）は「近世文書分類表」（明治5年迄）により、また明治・大正・昭和時代の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代の文書（含、中世）ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」……、また明治・大正・昭和時代のものは「I-1」・「I-2」……「II-1」・「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早い物から順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。

特に分類F-1については、商業一般のものとお茶の販売のもので目録の掲載を分けました。一般的部分を先に、その後にお茶の販売の部分を載せました。

### 2 「通し番号」と「整理番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部から順に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「整理番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のこと、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した番号です。この番号については、『川根町近世史料所在目録』（第6集）の「岡埜谷家文書」に掲載されてある分類符号にそのまま番号数字を記して『川根町近世史料所在目録』からでも原文書を特定できるようにしました。それから今回は未調査の文書があり、それも調査を行ない、追加分としました。追加分の文書は外1、外2・・・と「外」の字を付して一連番号としました。いずれにせよあとで説明してありますが、この「整理番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

### 3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「記載なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫食いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「記載なし」とは、原文書にもともと記入してなかったことを表しています。
- (2) 年号欄・標題欄等で、語句を（ ）で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所ですが、内容から推測してその意味がくみ取れ

るよう仮の言葉で調査の際に新たに記載したものです。但し、西暦は常に（ ）内に示し例外です。

### 4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文章内容が把握出来るようになっています。  
この「摘要」欄を「年号」・「差出・受取人」欄と併合して見ることで「分野別年表」として活用できるようになりました。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

### 5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦帳面のこと、「横」とは横帳面のこと、「綴り」とは複数の文書又は帳面を一括して一綴りにしているものを意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、帳面ならば冊数になります。

### 6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、岡埜谷家古文書調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室（博物館）が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室（博物館）にある「コピー文書」の保管箱の番号のことです。

## II 古文書原本の取り出し方

- 1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類「A-1」・「A-2」…「B-1」…「D-1」…「E-1」…の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋（「同一分類による文書群の挿入袋」）に入っています。この分類袋と文書目録の「整理番号」から該当文書を取り出すことができます。
- 2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。  
例えば文書目録の「通し番号」9の文書を取り出すとします。この通し番号9の文書の「整理番号」は「A 2 4」で、分類は「A-1」です。  
そこで、まず分類（A-1）の挿入袋（同一分類による文書群の挿入袋）を出します。そしてこの大きな封筒の中から整理番号「A 2 4」の封筒を選び出せば該当

文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

- 3 分類 F - 1 は商業一般と、お茶の販売で保管する箱が分かれています。お茶の販売の文書が入っている封筒の整理番号の頭に L の符号がついており、保管箱の表紙には「分類 F - 1 ①付き」と表示されています。分類 F - 1 の文書を取り出す際には商業一般に関するものか、お茶の販売に関するものか気をつけて取り出してください。

また、『川根町近世史料所在目録』掲載分と追加分で保管する箱を変えてあります。追加分には保管箱に「第2次調査分」と記載してありますので、こちらも文書を取り出す際には気をつけてください。

### III 文書の取扱いに付いてお願い

- 1 文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入箱に納めてください。  
これを取り違えると、次会引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納袋の中に入れ替えてください。
- 3 当古文書は戦国・江戸時代の上河内地区の動向を知る上で貴重な資料となるものです。それは岡埜谷家の宝物であると同時に当地域の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。











通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
2713 L678	F 1	12月9日	書状	○棟原藤助 ●岡野谷松兵衛	たしかに荷物が入津したので、照合願う。後荷物を多分に積送り願う。	(旧目録P274)	原本	状	1		
2714 L796	F 1	12月9日	書状	○住吉屋利兵衛 <sup>印</sup> ●岡野谷松兵衛	積送り荷物仕切書の引合わせを願う。多少、利分があれば、良いが。後荷物の手配をよろしく。	(旧目録P259)	原本	状	1		
2715 L138	F 1	12月11日	書状	○西の平蔵 ●上河内:御両君	茶一件入用の訴訟あり、出金。御村の分も相手3人の商いに振り向けた。この度も差詰まり、入用金の半金を立替えられたことに、驚いている。先日より当座金、早速返金したいが、困っている。今は、半分差上げ、半分は12月頃に差上げるので、御勘弁願いたい。	(旧目録P226)	原本	状	1	○	94
2716 L291	F 1	12月12日	書状	○長崎瀬兵衛 ●岡野谷松兵衛	仕切書を送付、御披見を願う。厳しさを訴え、入荷の節は出精して売捌く。	(旧目録P269)	原本	状	1		
2717 L680	F 1	12月12日	書状	○中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・徳兵衛・又二郎 ●岡野屋松兵衛	これまで入津分、皆済。仕切書を御覧願う。今便も出精したが、引合の程を心配。利得となるよう勧め、既荷物も多分に出精して売捌くので、よろしく。	(旧目録P271)	原本	横帳	1		
2718 L721	F 1	12月12日	書状 (包紙入り)	○イセ町:中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・又兵衛・長兵衛 ●岡の谷松兵衛	これまで入津の茶荷物分、仕切書を送付。相場が追々下落して入るので、値段の照合もどうか、心配。相応の利分となるよう願う。後荷物茂よろしく。	(旧目録P231)	原本	状	1	○	94
2719 L946	F 1	12月12日	書状	○板屋奥兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・八兵衛 ●岡のや松兵衛	積送りの荷物、仕切書を送付するので、引合わせを願う。出精して売捌いたので、少しでも利益があるよう祈っている。当地相場成行き次第だが、荷物を積送り願いたい。	(旧目録P253)	原本	状	1		
2720 L139	F 1	12月14日	書状	○板屋奥兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・宇兵衛・清兵衛 ●岡野屋松兵衛	積送りの荷物、仕切書を送付。引合わせ確認を願う。利分はどうか。荷物は6貫500から下のものは、気配良くなけるので、追々積送り願いたい。	(旧目録P253)	原本	状	1		
2721 L947	F 1	12月16日	書状	○中条瀬兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・他2名 ●岡のや松兵衛	受取りの荷物、一切売捌いたので、仕切書を送付する。大層努力したので、相応の利分となるよう、勘考願う。	(旧目録P271)	原本	状	1		
2722 L141	F 1	12月18日	仕切五拾八匁割	○村林善兵衛 ●岡野松兵衛	「上のお茶36本の銘柄・値段を記し、代金21両2分12匁2分とある。これより諸経費を差引いて19両ト14匁5厘、さらに春前渡金を差引き、仕切金4分5厘の貸し。」	(旧目録P248)	原本	状	1		
2723 L681	F 1	12月18日	書状	○西の民藏 ●岡野谷松五郎	中条からの金子が届かないが、近いうちに送届けられると愚案している。	(旧目録P291)	原本	状	1	○	94
2724 L571	F 1	12月19日	書状	○住吉屋利兵衛・儀兵衛 ●岡野谷松兵衛	商売取引円滑のための寒中見舞い。	(旧目録P259)	原本	状	1		
2725 L679	F 1	12月19日	書状	○大橋太郎次郎(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡の谷松兵衛	茶一件のことも心配掛けたが、無事落着。今後も変わらぬ取引を願う。	(旧目録P256)	原本	状	1	○	94
2726 L583	F 1	12月20日	書状 (包紙入り)	○西の平蔵 ●上河内村:岡野谷松兵衛	当暮れは、お茶の損失に材木仕入金を廻しかねている。しかし、来る2月には、江戸に行き、材木仕切・しいたけ・茶前金も入る。それまで、どうか救済と思って、5両でも3両でも取替えを願いたい。	(旧目録P293)	原本	状	1	○	94
2727 L948	F 1	12月20日	書状	○長井利兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡ノ谷松兵衛	永い間、御主人には一件につき御苦労されたが、相済みとなつたので、帰国されることになった。金子入用と聞いている。来春は、大走りから沢山積入れてほしい。	(旧目録P265)	原本	状	1	○	94
2728 L682	F 1	12月26日	書状 (包紙あり)	○下泉村:勝山四郎左衛門 ●岡野谷松兵衛	(茶一件の)雑用出金の帶りについて、役所に届出したことを承知願いたい。関連の書物、当方に預置することを承知してほしい。	(旧目録P226)	原本	状	1	○	94



通し番号 整理番号	分類 類	年号 西暦( )・干支	標題	○差出入(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
2747 L156 1	F	記載なし	茶小口覚	○記載なし ●記載なし	茶小口3匁の覚。	(旧目録P292)	原本	状	1		
2748 L158 1	F	記載なし	茶仕切写	○記載なし ●記載なし	お茶7本の代金7両2匁9分6厘、これより諸経費を差引き、金6両2分2 朱1匁1分7厘の仕切。	(旧目録P244)	原本	状	1		
2749 L294 1	F	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	中谷分のお茶8本、代金19両1分。長太夫分のお茶7本、代金10両1朱 とあり。	(旧目録P292)	原本	状	1		
2750 L295 1	F	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	お茶8本半の代金23両3分ト銭3貫567文。為金24両1分ト367文と あり。	(旧目録P292)	原本	状	1		
2751 L296 1	F	記載なし	覚	○小津六兵衛(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡ノ谷松兵衛	新茶の様子を伺う。この春、上茶はよく売れると想うので、大走りを1日 でも早く積送り願いたい。覚として、1駄5両2分。頭ものはよく売れる。	(旧目録P257)	原本	状	1		
2752 L297 1	F	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	お茶13本の品目の覚。	(旧目録P292)	原本	状	1		
2753 L298 1	F	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	江戸茶問屋20軒仲間のうち、大橋他6名に係わるお茶の品名・量の覚。	(旧目録P292)	原本	状	1		
2754 L301 1	F	記載なし	入津之覚	○(印あるも不明瞭) ●岡の谷松兵衛	まつ村惣右衛門船のお茶1本、無事入津。後荷物も沢山積送り願う。	(旧目録P232)	原本	状	1		
2755 L302 1	F	記載なし	茶仕切	○記載なし ●記載なし	お茶の数量・値段の書留。前後次	(旧目録P292)	原本	状	1		
2756 L303 1	F	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	柳津湊から江戸に送られる荷物について、不ぞろいで困るので、5月か らは厳しく改める。茶荷物を大切に扱うよう、茶仲間・水手に夫々金子を 払う、などを取決め、茶仲間に疑心が起きないように、連印を指出させ る。	(旧目録P292)	汚れあり	状	1	○	94
2757 L304 1	F	記載なし	茶1本に付諸掛け	○記載なし ●記載なし	お茶1本につき、掛けとして、船賃1匁5分、蔵敷1匁1分、口銭1両につき 2匁。	(旧目録P292)	原本	状	1		
2758 L309 1	F	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	新茶の前金15両を送付する。今春は見通しがよく、大走りを1番に出し てほしい。先駆けは葉出ゆえ、他言無用で願いたい。	(旧目録P292)	原本	状	1	○	94
2759 L310 1	F	記載なし	書状	○八一 ●「上	荷物を貰いたいとのメモ書き。	(旧目録P292)	原本	状	1	○	94
2760 L311 1	F	記載なし	「上出分	○記載なし ●記載なし	「上扱いの個別・品代を記す。大小2口に分ける。	(旧目録P292)	原本	状	1		
2761 L465 1	F	記載なし	仕切小判六拾目割	○住吉屋利三郎@ (江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶26匁、代金31両3分ト3匁6厘。これより諸経費を差引き、29 両2分ト4匁6分1厘。今迄の内金を差引記、1分ト2匁8分1厘の貸し。	(旧目録P237)	原本	綴り	1		
2762 L467 1	F	記載なし	仕切小判五拾八目割	○南新堀巻丁目:住吉屋利兵衛 ●岡野谷松兵衛	お茶43品物の銘柄・量・価格を列挙。金子計48両3分ト7匁7分7厘とあ る。	(旧目録P237)	原本	状	1		
2763 L468 1	F	記載なし	茶仕切小判六拾目割	○江戸日本橋通式町目:山本嘉兵衛@ (江戸茶 問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上お茶3本の代金3両1分ト1匁。諸経費を差引き、2両3分2朱・匁3分 の仕切。	(旧目録P247)	原本	状	1		
2764 L314 1	F	記載なし	附籠	○記載なし ●記載なし	3月27日より茶出荷。銘柄・個人別に記録。	(旧目録P293)	原本	状	1		
2765 L315 1	F	記載なし	記載なし	○記載なし ●記載なし	お茶の銘柄別の出荷一覧。	(旧目録P293)	原本	状	1		



通し番号 整理番号	分 類	年号 西暦( )・干支	年 月 日	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2785 L726	F 1	記載なし	(入津覚)	○江戸茶問屋20軒仲間 ●岡野谷	「上印お茶他、無事入津の報せ。20点一括綴り。	(旧目録P230)	原本 緞 り	1 ○	94			
2786 L750	F 1	記載なし	書状	○板屋與兵衛(江戸茶問屋20軒仲間)・彦兵衛 ●記載なし	積送りの荷物、無事入津。仕切目録の引合せを願う。畠荷物を沢山送付願う。	(旧目録P253)	原本 状	1				
2787 L855	F 1	記載なし	(入津覚)	○(江戸茶問屋20軒仲間) ●岡野谷松兵衛	「上印お茶他、無事入津の報せ。50点一括綴り。	(旧目録P230)	原本 緞 り	1 ○	94			
2788 L857	F 1	記載なし	入津覚	○江戸茶問屋20軒仲間 ●岡野谷	「上印お茶他、無事入津の報せ。9点一括綴り。	(旧目録P231)	原本 緞 り	1 ○	94			
2789 L859	F 1	記載なし	なし	○本町四丁目:大橋太郎次郎(江戸茶問屋20軒仲間) ●諸国茶問屋	城州宇治御濃茶を始め、諸国の茶銘柄と値段を記した茶価格賈付け。 御徳用向の中に、川根1両につき、3貫200文とあり。	(旧目録P293)	原本 状	1 ○	94			
2790 L763	F 1	記載なし	(積附覚)	○焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。43点一括綴り。	(旧目録P229)	原本 緞 り	1 ○	94			
2791 L764	F 1	記載なし	(積附覚)	○焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。28点一括綴り。	(旧目録P228)	原本 緞 り	1 ○	94			
2792 L765	F 1	記載なし	(積附覚)	○焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。39点一括綴り。	(旧目録P228)	原本 緞 り	1 ○	94			
2793 L854	F 1	記載なし	(積附覚)	○焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。70点一括綴り。	(旧目録P228)	原本 緞 り	1 ○	94			
2794 L856	F 1	記載なし	積附覚	○遠州川崎湊・駿州焼津湊船問屋 ●岡野谷松兵衛	川崎湊・焼津湊より江戸茶問屋に向けて出帆した報せ。35点一括綴り。	(旧目録P229)	原本 緞 り	1 ○	94			
2795 L952	F 1	記載なし	積附(後欠)	○記載なし ●記載なし	中条・伊勢屋・富田・長崎など、江戸茶問屋行きの茶荷物について記す。、	(旧目録P230)	原本 状	1				
2796 L949	F 1	記載なし	(荷物積出目録帳)	○欠 ●欠	(前欠)。12番から36番に、お茶の本数・銘柄・出荷者名を記す。(後欠)。	(旧目録P294)	原本 横 帳	1				
2797 L950	F 1	記載なし	(茶仕切書)	○記載なし ●記載なし	お茶の代金32両3分4厘9毛。これより諸経費を差引き、仕切。	(旧目録P248)	原本 緞 り	1				
2798 L951	F 1	記載なし	(茶荷請人明細)	○記載なし ●記載なし	お茶の荷受人として、大橋、若荷屋、長崎屋、長利、住吉屋、山本、小津、中条、出荷人として、石神文四郎・平五郎など、品目別に人名・茶の数量を記す。	丁数4枚 (旧目録P294)	原本 横 帳	1 ○	94			
2799 L953	F 1	記載なし	積附	○欠 ●欠	徳田や忠四郎乗りの船に、江戸茶問屋富田・長崎・中条・伊勢屋・永井行き荷物を記す。(後欠)。	(旧目録P230)	原本 状	1 ○	94			
2800 L954	F 1	記載なし	覚	○楽野山:三郎左衛門、太郎右衛門 ●松兵衛	茶一件入用、金2朱ト200文。確かに受取る。	(旧目録P228)	原本 状	1 ○	94			
2801 L956	F 1	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	勘三郎から頼まれ、茶質無心にいったが、断られた。どうか、金子御用立て願いたい。私が請人となり、元利共まちがいなく勘定するので、よろしく。	(旧目録P295)	原本 状	1				
2802 L957	F 1	記載なし	書状	○山本嘉兵衛・市兵衛・仁兵衛・善七 ●岡野谷松兵衛	茶荷物の仕切、目録の通り。違いがあれば、報せてほしい。後荷物もよろしく。	(旧目録P279)	原本 状	1				













通し番号 整理番号	分類 年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原写区別 原本	形態 状	数量 1	撮影 ○	番号 コピー 保管
2905 F309	F2 明和3年12月20日 (1766年)・戌	永代相渡し申山地手形之事	○山壳主善右衛門、請人三郎右衛門 ●松兵衛	当戌の年貢金に困った善右衛門が、茶畠3枚を金2分2朱で譲渡したと記す。さらに、賄金に困り、金1分で持山を譲渡している。	(旧目録P114)		原本	状	1 ○	94
2906 F310	F2 明和3年12月 (1766年)・戌	譲渡申田畑證文之事	○助宗村:田地譲渡作人義兵衛、作人甚三郎、 證人惣七、名主加印三郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	当戌の年貢米に困った義兵衛が、田1反8畝12歩(分米2石2斗升合)を金5両で譲渡。作米等に遅滞あらば、加印の者が引請ける。	(旧目録P114)		原本	状	1 ○	94
2907 F311	F2 明和4年3月 (1767年)・亥	借用申金子手形之事	○助宗村:借主:甚五郎 <sup>印</sup> 、證人惣七 <sup>印</sup> 、名主加印三右衛門 <sup>印</sup> ●上河内村:松兵衛	去る戌の年貢米に困った甚五郎が、金5両借請け、年2割の利足分米を年々納める。質物として、所持する田畑を書入れ、利分が滞れば、證人が引取る。	(旧目録P120)		原本	状	1 ○	94
2908 F1	F2 明和4年9月 (1767年)・亥	田畠質入小作入上米直段並竹木直段書上帳	○駿河国志太郡佐間村:名主松兵衛、組頭甚三郎、組頭利衛、百姓代次郎右衛門 ●鷗田御役所	田畠・竹木を質入れする場合の直段、小作入米の量を記す。	丁数5枚 (旧目録P105)		原本	堅帳	1 ○	94
2909 F312	F2 明和4年12月28日 (1767年)・亥	永代売渡シ申山地證文之事	○三双:壳主伊左衛門 <sup>印</sup> ●上河内:松兵衛	年々、年貢金を借用してきたが、返済が困難になったので、持山を1両1分で永代売渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P114)		原本	状	1 ○	94
2910 F313	F2 明和6年1月 (1769年)・丑	永代相渡申山地手形之事	○山地壳主彦右衛門、請人惣左衛門 ●松兵衛	金1分2朱を請取り、持山1枚を永代渡したと記す。	(旧目録P114)		原本	状	1	
2911 F314	F2 明和7年11月 (1770年)・寅	請取申金子證文之事	○助宗村:金子合力請主甚五郎、證人名主与八 <sup>印</sup> 、他5名 ●上河内村:松兵衛	年貢未納となるまで零落し、越度となるところを金3分融通していただいた。翌年から、田地作替で惣七が作人となる。	(旧目録P120)		原本	状	1 ○	94
2912 F91	F2 明和8年11月 (1771年)・卯	借用申金子手形之事	○助宗村:金子借主甚五郎、證人組頭庄左衛門、加印名主与八 ●上河内村:松兵衛	当卯年の年貢米に困った人五郎が、金5両を借用。質物として、田1反8畝12歩を書入れ、年々の利米として1石ずつを渡す。違反時、請人に渡して返済する。	(旧目録P120)		原本	状	1 ○	94
2913 F93	F2 安永6年12月 (1777年)・酉	借用申金子手形之事	○三並村:借主伊ノ右衛門、他14名 ●上河内村:松兵衛	三並村の15名は、松兵衛から1両1貫260文を借用。返済は、五月の新茶仕立てで済ますが、不能の時は、惣百姓の家財残らず渡す。これっぽう同様の縦添文書あり。	(旧目録P120)		原本	状	1	
2914 F315	F2 安永7年2月 (1778年)・戌	永代譲渡し申田地手形之事	○一色村:壳主藤左衛門 <sup>印</sup> 、證人助右衛門 <sup>印</sup> ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った藤左衛門が、金3分571文を借用。田地・持山等を永代譲渡する。年貢・国役共、当方に納入願いたい。	(旧目録P114)		原本	状	1 ○	94
2915 F94	F2 安永7年12月 (1778年)・戌	借用申金子手形之事	○犬間:借主孫兵衛 <sup>印</sup> 、請人孫太夫 <sup>印</sup> 、上河内: 請人治郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った孫兵衛が、金4両を借用。利足2割5分とし、翌5月の新茶で返済する。質物として、田地2ヶ所を書入れる。	(旧目録P120)		原本	状	1 ○	94
2916 F316	F2 安永7年12月25日 (1787年)・戌	永代譲渡シ申田地手形之事	○一色:田地山地壳主藤左衛門、證人助右衛門 ●上河内:松兵衛	借用金の幾金がある藤左衛門が、金3分571文の質物として田地・山地を永代譲渡したと記す。山年貢・国役金は、当方に納入されたい。	(旧目録P114)		原本	状	1 ○	94
2917 F95	F2 安永8年12月 (1779年)・亥	借用申金子之事	○津島:塙田田七太夫(花押) ●上河内村:岡野谷松兵衛	金子1両を借用。来る6月、元利共返済する。又、金2分を子年12月まで借り。	(旧目録P120)		原本	状	1 ○	94
2918 F317	F2 安永8年12月 (1779年)・亥	借用申金子手形之事	○葉山村:借主太郎右衛門、請人惣右衛門、他3名 ●上河内村:松兵衛	当亥年の年貢賃金に困った田等右衛門が、金2両2分を借用。来る五月の新茶仕立て元利とも返済する。遅滞なら、村方百姓立合い、約束通り相済とする。	(旧目録P120)		原本	状	1	
2919 F318	F2 安永8年12月 (1779年)・亥	借用申金子手形之事	○犬間村:借主孫兵衛、請人孫太夫、他2名 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った孫兵衛が、金4両を借用。翌5月の新茶で返済する。質物として、田地2ヶ所を書入れる。	紙疲労、虫損甚大 (旧目録P114)		原本	状	1	
2920 F97	F2 天明6年9月 (1786年)・午	売渡申椎茸山之事	○駿州上河内村:松兵衛、同惣右衛門 ●遠州美倉村:作兵衛、遠州:甚左衛門	当午年の年貢金に困った松兵衛等が、所持する椎茸山を14両で譲渡したと記す。当午占13年季と定め、椎茸、なら、ごなら、その外は薪・薫など、権用なものを切り取り、自由な支配を願う。	(旧目録P114)		原本	状	1 ○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
2921 F98	F 2	天明7年9月 (1787年)・丁未	借用申金子手形之事	○日向村:借主利兵衛門、證人長助、請人半七郎 ●上河内:松兵衛	利兵衛は、金2分254文を借用。来る10月10日を限りに返済する。出来なければ、柿等で返済する。	(旧目録P120)	原本	状	1		
2922 F320	F 2	天明8年12月 (1788年)・申	相渡申一札之事	○伊久美村:平蔵@、請人惣右衛門、證人松兵衛 ●上河内:金次郎	平蔵が、望みにより万両屋敷を金1両3分2朱で渡したと記す。年貢諸役は、貴方に負担。添状通あり。	(旧目録P114)	原本	状	2	○	94
2923 C570	F 2	寛政11年11月 (1799年)・己未	乍憚以口上書願上候事 (包紙入り)	○忠右衛門他3名 ●御老女	先年火災に会い、家普請金を借用。病難にも会い、借用金16両3分余の内、12両は杉木を売却して返済。残金4両3分余は、来る申年より1年以内に返済する。不可能ならば、貨物で済ます。西野平蔵より岡野谷松兵衛宛の7月2日の書状あり。	(旧目録P121)	原本	状	2	○	94
2924 F322	F 2	寛政11年11月 (1799年)・未	永代ニ壳渡申杉山地手形之事	○上河内村:亮主忠右衛門、請人平三郎、同忠左衛門、同清三郎、奥印名主松兵衛 ●二又村:平蔵	年貢賄金に困った忠右衛門が、借金の返済に帶り、残金10両の貨物として、山地1枚を永代譲渡したと記す。山年貢は、当方で負担。これに、文化5年(1808)12月の平蔵より松兵衛宛の譲渡證文が縦紙されている。	(旧目録P114)	原本	状	1		
2925 F323	F 2	文化1年11月 (1804年)・子	金子手形之事	○記載なし ●記載なし	年貢賄金として、安永4、天明7、寛政2、同13年に借用。近年、病難その他で残金51両3分1貫258文あり。返済不可能の時、貨物を残らず渡す。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94
2926 F100	F 2	文化2年7月 (1805年)・丑	借用申金子之事	○一色:借主次郎兵衛@、請人作兵衛@ ●上河内:松兵衛	次郎兵衛の伴市五郎の參宮金として、金1両を借用。返済は、無尽で晦う。利足は、年々の勘定で返済。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94
2927 F326	F 2	文化4年12月 (1807年)・卯	相渡申杉山一作手形之事	○上河内村:地主亮主次郎右衛門@、同平五郎@、地主請人治右衛門@、他3名 ●伊久美村内二又村:平蔵	年貢賄金に困った次郎右衛門が、48両3分と1貫250文を借用。返済遅滞につき、貨物の山地・小杉を渡したと記す。小苗木につき、150ヶ年季に定め、その間は自由な取扱を願う。山の綿役は、当方で負担。	(旧目録P114)	原本	状	1	○	94
2928 F328	F 2	文化4年12月 (1807年)・卯	写相渡申杉山一作手形之事	○上河内村:地主亮主次郎右衛門、同平五郎、地主請人治右衛門、他3名 ●伊久美村内二又村:平蔵	通し番号2927号文書の写。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2929 F329	F 2	文化6年12月 (1809年)・巳	永代壳渡申山地手形之事	○上河内村:亮主忠右衛門@、請人平三郎@ ●松兵衛	年々、年貢金を借用してきたが、返済が困難になったので、持山2ヶ所を金2両で永代壳渡したと記す。この山地は、白掛地で焼畑も無益、杉木立にしてもかまわない。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2930 F103	F 2	文化6年 (1809年)・巳	年季限相渡申杉木手形之事	○三井:亮主伊右衛門、請人伊兵衛、市郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	借用の金30両の返済が出来ず、固定化した。そこで、私有の700本の杉山を30年季で渡すので、その間に伐採されたい。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P105)	原本	状	1		
2931 F330	F 2	文化8年2月 (1811年)・未	壳渡申杉山手形之事	○上河内村:亮主善右衛門、請人三郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	当春、賄金として金1分を借用。持山の杉の幼木60本を期日を定めずで壳渡す。山綿年貢は、当方で負担する。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2932 C572	F 2	文化8年6月 (1811年)・未	年賦金證文之事	○三並:借主平助、請人十右衛門 ●上河内村:松兵衛	年貢諸賄金として金2両3分を借用。返却できず、ここまできたので、来年の申より金1朱ずつ、年々に返済する。	(旧目録P133)	原本	状	1		
2933 F381	F 2	文化8年7月 (1811年)・未	壳渡申杉山手形事	○笛間渡村:亮主要右衛門@、證人次郎左衛門@ ●上河内村:松兵衛	金2分を借用。杉木200本植付の場所を50年季で壳渡したと記す。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2934 F104	F 2	文化8年8月 (1811年)・未	借用申金子之事	○日向村:亮主名主利兵衛@、請人半七@、栗野村:證人名主甚左衛門、同太郎右衛門、他2名 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った利兵衛が、文化5年、同8年に金5両2分700文を借用。返済出来ず、持山2木ヶ所の杉木860本を、年季50年で渡したと記す。この年季内は勝手次第とする。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94
2935 F332	F 2	文化8年8月 (1811年)・未	借用金子之事	○日向村:亮主名主利兵衛、栗野村:證人名主甚左衛門、同太郎右衛門、他2名 ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った利兵衛が、文化5年に金3両2分を借用。その後、室内中煩いで返済出来ず、当未の賄に金2両700文を借用。返済の手段に難儀しているので、持山2ヶ所の杉木120本を50年季で壳渡したと記す。年季内は勝手次第とする。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
2936 F33	F 2	文化12年 (1815年)・亥	年数金手形之事	○借主市平@、證人三郎左衛門@ ●上河内:松兵衛	年貢賄金として、市平が金1両2分2朱180文を借用。茶の値も悪く、不仕合せ到来。そこで、来年から10年賦で支払いを許された。1ヶ年に永165文5分ずつ、新茶支払いを約束する。	(旧目録P193)	原本	状	1	○	94
2937 F50	F 2	文化13年12月 (1816年)・子	相渡申一札之事	○上河内村:借主惣右衛門 ●二又村:平蔵	年々の年貢賄金として、惣右衛門が金2両を借用。近年、新茶の収入もよくない。そこで、返済は、来る丑年から5ヶ年賦とする。毎年、金1分2朱宛の勘定。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94
2938 F334	F 2	文化13年12月 (1816年)・子	借用申金子手形之事	○三井:金子借主伊左衛門@、請人伊兵衛@ ●上河内村:松兵衛	越年費用として、伊左衛門が金3両を借用。返済は、翌丑年6月より、新茶で充当する。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94
2939 F325	F 2	文化14年11月 (1817年)・丑	借用申金子之事	○さざ間之内石上村:借主藤兵衛@、證人六郎左衛門@ ●上河内村:松兵衛	年貢金に困った藤兵衛が、金1両2分を借用。返済は、来寅の新茶で元利とも勘定する。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94
2940 F335	F 2	文政1年12月 (1818年)・寅	借用申金子手形事	○日向:借主久左衛門@、證人半七@ ●上河内村:松兵衛	当夏の新茶の遅作で實の年貢金に困った久左衛門が、金1両を借用。質物として、杉木3000本を書入れたと記す。万一、返済が遅滞なら、質物を渡す。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94
2941 F106	F 2	文政3年12月 (1820年)・辰	借用申手形證文之事	○抜里村:借主久五郎@、證人金左衛門@ ●上河内村:松兵衛	当辰の年貢賄金に困った久五郎が、金6両を借用。来巳の4月、新茶が出来次第、大走りから返済。仕切り遅れる時、杉林1枚を差上げる。	(旧目録P121)	原本	状	1		
2942 F110	F 2	文政6年11月25日 (1823年)・未	書状	○笛間渡村:龜五郎、甚三郎 ●上河内村:松兵衛	与五左衛門跡の忠藏は、不仕合につき、金3両を借用したく忠藏を差し向ける。返済は、龜五郎・甚三郎が立合い、暮までに工面する。	(旧目録P121)	原本	状	1		
2943 F111	F 2	文政9年7月 (1826年)・戊	壳渡申手山立木證文之事	○上河内村:持林亮主名主岡野谷松兵衛、親類組頭甚三郎、同五左衛門 ●池谷勘右衛門	金子入用となった松兵衛が、手持山の立木他残らず質物として、金28両2分を借用。年季は、当戌の7月より来る酉年迄の12年。この間、伐採方は勝手次第。御用炭焼出は大切なことで、荷物差支えないように願う。	(旧目録P105)	原本	状	1	○	94
2944 F112	F 2	文政9年7月 (1826年)・戊	壳渡申炭山證文之事	○上河内:山主名主松兵え、證人甚三郎 ●記載なし	炭山一作壳渡なので、炭問屋・炭焼人足宿など、当方にて終始引受けらる。	(旧目録P115)	原本	状	1		
2945 F332	F 2	文政9年11月 (1826年)・戌	借用申金子證文之事	○抜里村:八左衛門@、證人米作@ ●上河内村:松兵衛	諸賄金に困った八左衛門が、金15両を借用。質物として、田地を書入れ、来る6月、元利とも返済する。	(旧目録P121)	原本	状	1	○	94
2946 B97	F 2	文政9年12月 (1826年)・戌	年賦證文之事 (包紙あり)	○石上:八左衛門、(別紙)石上:清左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	年貢賄金に困った八左衛門が、金1両3分2朱77文を借用。近年不作で返済出来ず、1ヶ年金2分で来る亥年から寅年までの4ヶ年として返済する。他に、金子3両を借用、来年の春子(稚草)で返済するとの證文あり。	(旧目録P133)	原本	状	1		
2947 F837	F 2	文政10年2月18日 (1827年)・亥	言延證文之事	○石上:借主甚右衛門@、證人治郎左衛門@ ●上河内:岡野谷松兵衛	旧冬、貴方に質物に置いた鉄炮の件、現在拝譲したい。質物の請出は2月28日に落札であるので、落札次第、元利共に勘定する。間違いあれば、鉄炮を差上げる。	(旧目録P178)	原本	状	1	○	94
2948 F113	F 2	文政10年3月 (1827年)・亥	相渡申杉山證文之事	○ぬくり・亮主久五郎、證人金左衛門、他2名 ●上河内村:松兵衛	諸賄金借用の残金8両に付き、杉山1ヶ所分を渡す。年季は、80ヶ年とし、その間に勝手次第に伐採願いたい。その後、地所を返してほしい。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2949 F337	F 2	文政10年9月26日 (1827年)・亥	借用金子證文之事 (包紙あり)	○石上村:借主庄蔵、證人治郎左衛門 ●霜笛間村:岡野谷松兵衛	金2分を借用。質物は、無尽で2両2分の取金あり。これが落札したら、元利共に返済する。落札無くても、来る子年中に勘定をする。不可能ならば、新薦の鉄炮1挺を證人方に渡して済ます。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	94
2950 F338	F 2	文政10年10月30日 (1827年)・亥	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○借主穂右衛門、證人清右衛門、同次郎右衛門 ●上河内村:松兵衛	当亥年の年貢金に困った穂右衛門が、金3分を借用。返済は、来る子年の新茶売上次第、元利共返済する。不可ならば、證人を立てて、急度返済する。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原写区別 原本	形態 状	数量 1	撮影 ○	箱番号 コピー 保管
2951 F339	F 2	文政10年10月 (1827年)・亥	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○借主利右衛門@、證人次郎左衛門@ ●上河内村:松兵衛	金3分2朱を借用した利右衛門が、来る子の新茶仕立て元利共に返済すると記す。	(旧目録P122)	原本	状	1		
2952 F51	F 2	文政10年11月 (1827年)・亥	借用申金子之事	○借用主席庵@、證人六郎右衛門@、同要助@、他2名 ●上河内村:松兵衛	相続金として庵庵が金10両を借用。質物として、身成村久左衛門の大黒譜を書入れ、利足は定法通りとする。返済は、大黒講落札金を持って元利ともあてる。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	94
2953 F359	F 2	文政10年11月 (1827年)・亥	借用申金子手形之事 (包紙あり)	○笹間石上村:借主庄藏@、證人次郎左衛門@ ●上河内村:岡野谷松兵衛	当亥年の年貢金に困った庄藏が、金3分を借用。返済は、来る子年5月の新茶仕立、元利共返済する。	(旧目録P123)	原本	状	1		
2954 F340	F 2	文政11年1月 (1828年)・子	永讓渡申山地手形之事	○大森村:作左衛門@、證人三右衛門@ ●上河内村:松兵衛	所有する山地1枚を、金2両で永代譲渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2955 F341	F 2	文政11年12月9日 (1828年)・子	借用申金子手形之事	○笹間村組日向村:借主:利兵衛、證人半七 ●上河内村:松兵衛	当子の1月、金2両3朱を借用した利兵衛が、来る巳年12月までに元利共返済すると約し、質物として畠地を書入れた。返済不可なら、質物を御渡しする。	虫損あり (旧目録P122)	原本	状	1	○	94
2956 F342	F 2	文政12年3月12日 (1829年)・丑	借用申金子手形之事	○石上村:借主彦兵衛@、證人八左衛門@、他3名 ●上河内村:岡野谷松兵衛	彦兵衛は、養子引取にあたり、金1両1朱を借用。来る6月迄に返済する。	(旧目録P122)	原本	豎帳	1	○	94
2957 F343	F 2	文政12年7月 (1829年)・丑	相渡申年数證文之事	○三並村:借主平右衛門、證人名主伊左衛門 ●上河内村:松兵衛	年々の年貢諸役金に困った平右衛門が、3両3朱445文を借用。1ヶ年で2朱完年賦済みで返済。返金は、茶勘定で行う。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2958 F344	F 2	文政12年12月17日 (1829年)・丑	借用申金子手形之事	○石上村:借主次郎兵衛@、證人八右衛門@ ●上河内村:岡野谷松兵衛	賄金に困った次郎兵衛が、金2両2朱を借用。繰る寅年の春までに、椎茸で元利とも返済する。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	94
2959 F345	F 2	天保3年6月 (1832年)・辰	永売渡申杉山證文之事	○上河内村:売主清五郎@、證人組頭忠右衛門 ●村方松兵衛	清五郎が、金5両2分708文を借用。返済不可ならば、所有の杉山を永代譲すと記す。	(旧目録P115)	原本	状	1		
2960 F346	F 2	天保3年11月 (1832年)・辰	永売渡申杉山證文之事	○村方売主平三郎@、請人組頭忠右衛門 ●松兵衛	平三郎は、持山1ヶ所を金4両1分で永代売渡したと記す。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2961 F115	F 2	天保5年9月 (1834年)・午	売リ渡シ申椎茸山手形之事	○大平:売主治郎兵衛@ ●高日向村:徳兵衛	治郎兵衛は、持山を金3両で椎茸木に売渡し、8年季とした。	(旧目録P115)	原本	状	1	○	94
2962 F347	F 2	天保6年6月 (1835年)・未	永代売渡申山地手形之事	○上河内:売主善右衛門@、請人組頭三郎右衛門@ ●松兵衛	善右衛門は、持山を金1両2分で永代売渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P115)	原本	状	1		
2963 F116	F 2	天保6年7月 (1835年)・未	借用申金子證文之事	○抜里村:借主清五郎@、證人清右衛門@ ●岐郷上河内村:松兵衛	清五郎は、持畠を質物として、金5両を借用。返済は、長四郎無尽落札の節に返済する。利足は、年々返済。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	94
2964 F52	F 2	天保6年12月 (1835年)・未	借用申金子手形之事	○上河内村:借主松兵衛、滝沢村:請人八郎右衛門 ●滝沢村:酒屋瀧左衛門	当暮の賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。来る申年3月中、元利共に返却する。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	94
2965 F117	F 2	天保6年12月 (1835年)・未	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○抜里村:借主治郎兵衛@、證人清右衛門@、同龜治郎 ●上河内:松兵衛	治郎兵衛は、持畠を質物として、金1両2分を借用。返済は、来る申年の6月迄新茶出来次第とする。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	94
2966 F53	F 2	天保7年12月 (1836年)・申	借用申金子手形之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、滝沢村:證人八郎右衛門 ●滝沢村:瀧左衛門	当申年の年貢諸賄に困った松兵衛が、金30両を借用。来る酉年3月限りに元利共、返済する。	(旧目録P122)	原本	状	1	○	94
2967 F119	F 2	天保7年12月 (1836年)・申	借用申金子手形之事	○身成村:借主半次郎@ ●松兵衛	半次郎は、金5両を借用。来る酉年夏迄に、元利共返済する。	(旧目録P123)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類 類	年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 写 別	形態 状	数 量 撮影	箱番号 コピー 保管
2968 F348	F 2	天保8年3月 (1837年)・酉	永壳渡申畠地證文之事	○上河内村:壳主金治郎事作平@、地親三郎助@、五人組頭甚三郎@ ●松兵衛	作平は、畠地が川となり、金3分1朱252文を借用。畠地を永代壳渡したと記す。年貢は、当方で負担する。 (旧目録P115)		原本	状 1	○	94
2969 F349	F 2	天保8年3月 (1837年)・酉	万承屋敷書添證文之事	○上河内:譲主金次郎@、地親三郎助@、五人組頭惣右衛門@ ●松兵衛	万承屋敷について、二又村の平蔵が1両3分で購入。天明年中に金治郎が買請け、さらに松兵衛が3両2分3朱で購入。古證文とおり、松兵衛方で自由支配とする。 (旧目録P115)		原本	状 1	○	94
2970 F21	F 2	天保8年6月 (1837年)・酉	永壳渡申杉山證文之事	○上河内村:壳主惣左衛門@、證人地親三郎右衛門@ ●松兵衛	年貢諸役金に困った惣左衛門が金子を借用、困難が続きのため、残金6両2分104文の返済につき、持山で永代渡したと記す。 (旧目録P116)		原本	状 1		
2971 F350	F 2	天保8年6月 (1837年)・酉	永壳渡申杉山證文之事	○上河内村:壳主惣左衛門@、證人地親三郎右衛門@ ●松兵衛	年貢金に困った惣左衛門が金子を借用、困難が続きのため、残金6両2朱104文の返済につき、持山1巻きを永代壳渡したと記す。山年貢は、当方で負担する。 (旧目録P116)		原本	状 1	○	94
2972 F351	F 2	天保8年12月 (1837年)・酉	相渡杉山手形之事	○上河内村:壳主清左衛門@、證人地親忠右衛門@ ●松兵衛	年貢賄金に困った清左衛門が金子を借用、困難が続きのため、残金2両3分551文の返済につき、持山を渡したと記す。 (旧目録P116)		原本	状 1	○	94
2973 F22	F 2	天保9年11月 (1838年)・戌	借用金子手形之事	○高日向:壳主七郎太夫、同請人徳右衛門、三井請人伊左衛門、高日向:名主新太夫 ●上河内村:松兵衛	年貢賄金に困った七郎太夫が金子を借用、勘定出来ず、残金5両386文の返済につき、持山2ヶ所を譲渡したと記す。年季を決めない。 (旧目録P123)		原本	状 1	○	94
2974 F55	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	借用金子手形之事	○出本借主五郎左衛門@、請人治郎右衛門@、石上:同八左衛門 ●上河内:松兵衛	当戌の年貢賄金に困った五郎左衛門が、金1両2分を借用。返済は、来る亥年の新茶で元利共勘定する。不可なら、請人が勘定する。 (旧目録P123)		原本	状 1	○	94
2975 F120	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	永ク譲り渡杉山證文之事	○山譲主善右衛門、證人三郎右衛門 ●村方:松兵衛	善右衛門は、借用した金3両3分2朱78文の返済が出来ないので、持山1ヶ所を売渡したと記す。 (旧目録P116)		原本	状 1	○	94
2976 F350	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	永譲渡申山地證文之事 (包紙あり)	○上河内村:譲主治郎右衛門@、請人品右衛門@、他2名 ●村方:松兵衛	年貢賄金に困った治郎右衛門が、金1両2分を借用。その代として、持山を永代譲渡したと記す。山年貢は、当方が負担する。 (旧目録P116)		原本	状 1		
2977 F352	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	相渡年賦手形之事	○上河内:借主次郎左衛門、親類次右衛門 ●二又村:次郎左衛門	西・戌两年の年貢金に困った次郎左衛門が、金1両1分2朱を借用。返済が出来ず、来る子年より1ヶ年で1分2朱を支払い、残金は年々の新茶で勘定する。持分の栓を書入れる。不可なら、山地を永代譲渡する。 (虫損あり (旧目録P116))		原本	状 1	○	94
2978 F353	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	相渡申年賦手形之事	○上河内村:借主次郎右衛門、親類次右衛門 ●二又村:平蔵	西・戌两年の年貢金に困った次郎左衛門が、金1両1分2朱を借用。返済が出来ず、来る子年より1ヶ年で1分2朱を支払い、残金は年々の新茶で勘定する。持分の栓を書入れる。不可なら、山地を永代譲渡する。 (旧目録P116)		原本	状 1	○	94
2979 F354	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	譲渡申山地手形之事 (包紙入り)	○上河内村:壳主次郎右衛門、請人親類次右衛門、与頭、名主 ●二又村:平蔵	善請・年貢金に困った次郎右衛門が金子借用、返済に困ったため、質物の山地を借金に評価替の上、永代譲渡すると記す。 (旧目録P116)		原本	状 1	○	94
2980 F355	F 2	天保9年12月 (1838年)・戌	譲渡申山地手形之事 (包紙入り)	○上河内村:壳主次郎右衛門@、證人親類次右衛門、他3名 ●二又村:平蔵	善請・年貢金に困った次郎右衛門が金3両1貫94文を借用、返済に困ったため、質物の山地を永代譲渡する。末尾に貼付された天保12年(1841)11月の證文では、平蔵から上河内の松兵衛へ金9両2分で永代譲渡する、とあり。 (旧目録P116)		原本	状 2	○	94

通し番号	分類番号	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
2981 F121	F 2	天保10年3月 (1839年)・亥	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○竹島:借主八郎右衛門、三並:請人伊右衛門 ●上河内村:松兵衛	当亥春の賄金に困った八郎右衛門が、金3分を借用。来る子年12月限りに返済するといし、質物として杉山1ヶ所を書き入れた。不可ならば、請人が取り、充買して勘定する。	(旧目録P123)	原本	状	1	○	94
2982 F357	F 2	天保10年5月 (1839年)・己亥	拾壱人譜使用帳者	○木町:応司 平右衛門、世話人半左衛門、庄五郎、仙右衛門 ●記載なし	岡野谷松兵衛以下10名の講掛金の記録。天保10年の初会合では、1口半のお金23両を応司に預け、2回目、23両を預けている。必用経費を差引き、残金24両1分を格置金として利子3両1分余が仲間の収入。10回目が満期。	(旧目録P135)	原本	横帳	1		
2983 F122	F 2	天保10年6月 (1839年)・亥	永ク譲リ渡申杉植付山 證文之事	○譲主平右衛門、證人忠右衛門 ●村:松兵衛	平右衛門は金5両2朱343文を借用。返済が出来ないので、持山2ヶ所を永代譲渡する。	(旧目録P116)	原本	状	1		
2984 F358	F 2	天保10年8月 (1839年)・亥	永壳渡シ申杉木井林迄 不殘證文之事(包紙入り)	○壳主藤左衛門@、請人助左衛門@ ●上河内村:松兵衛	年々、年貢諸賄金に困った藤左衛門が金子借用。その残金3両1分2朱と545文の返済叶わらず、質物の杉木・林を永代壳渡す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P116)	原本	状	1	○	94
2985 F123	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	永ク譲リ渡申杉植付山 證文之事	○譲主忠右衛門、證人平右衛門 ●村:松兵衛	金3両を借用した忠右衛門が、返済が滞つ他の出、持山ヲ永代譲渡する。	(旧目録P116)	原本	状	1		
2986 F129	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	年賦金證文之事	○僅間石上村:借主八左衛門@、請人清左衛門@ ●下僅間上河内村:岡野谷松兵衛	近年連作困窮により、八左衛門は金子を借用。残金4両2分95文を9ヶ年賦で、利足年々2分として返済する。	(旧目録P123)	原本	状	1	○	94
2987 F360	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	永ク譲リ渡申杉植付山 證文之事(包紙あり)	○山隠主平右衛門@、證人忠右衛門@ ●村:松兵衛	年貢賄金に困った平右衛門が、金子を借用。返済叶わらず、持山2ヶ所を永代譲渡する。	(旧目録P116)	原本	状	1	○	94
2988 F361	F 2	天保10年12月 (1839年)・亥	永ク譲リ渡申杉植付山 證文之事(包紙あり)	○山隠主忠右衛門@、證人平右衛門@ ●村:松兵衛	年貢賄金に困った忠右衛門が、金子を借用。返済叶わらず、金4両3分2朱と295文の型に持山1ヶ所を永代譲渡する。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P116)	原本	状	1	○	94
2989 F125	F 2	天保12年9月 (1841年)・丑	壹作壳渡申椎茸山證文 之事	○上河内村:壳主松兵衛、證人五左衛門 ●二又村:市兵衛	持山の椎茸山2ヶ所を金20両で、当丑年から午年迄の6年季で壳渡す。年数の内の伐採は、自由とする。10両は丑年、10両は辰年春、請取る。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
2990 F56	F 2	天保12年10月 (1841年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○抜里村:借主彦太夫@、同證人佐次右衛門@ ●上河内村:松兵衛	当丑年の年貢金に困った彦太夫が、金1両2分を借用。質物として、畠地を書き入れる。返済は、来る夏に新茶出来次第、元利共に勘定する。不可ならば、證人による借地処分で解決する。	(旧目録P123)	原本	状	1	○	94
2991 F362	F 2	天保12年10月 (1841年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○抜里村:借主三右衛門@、證人平右衛門@ ●上河内村:松兵衛	当丑年の年貢諸賄金に困った三右衛門が、金5両を借用。質物として、畠地を書き入れる。返済は、来る寅6月までに新茶で元利共に返済する。不可なら、質物で當てる。	(旧目録P123)	原本	状	1	○	94
2992 F57	F 2	天保12年12月 (1841年)・丑	借用申金子證文之事	○日向村:借主岩吉、請人初五郎、質物借主伝 兵衛 ●板山:伊三衛門	柿山仕入に岩吉が金20両を借用。年利1割半とし、伝兵衛の杉山2ヶ所を借り譲り、渡す。返済は、来る寅年11月とし、不可なら質物充却で済ます。	(旧目録P123)	原本	状	1	○	94
2993 F127	F 2	天保12年12月 (1841年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○日方村:借主岩吉(角印)、證人初五郎@、質 物貸主勝兵衛@ ●板山:伊三左衛門	柿山仕入金として、岩吉は金20両を借用。この質物として、杉山2ヶ所を指出し、返済期限を来る寅年の11月とした。滞れば、質物を充扱うとする。證文外の書付1枚あり。	(旧目録P123)	原本	状	2	○	94
2994 A86	F 2	天保13年8月 (1842年)・寅	乍恐以書付奉申上候	○駿州志太郡僅間村下組:名主松兵衛、組頭基 三郎、百姓代次郎右衛門 ●鷗田御役所	1朱銀、2朱銀の停止により、村中吟味したところ、書面の通り所持する者があつたので、員数を書いて差上げる。	(旧目録P13)	原本	状	1	○	94
2995 F23	F 2	天保13年11月29日 (1842年)・寅	覺	○西向組:名主権右衛門、栗野山:太郎右衛門、 三井組:名主 ●慶元松兵衛	3枚共、銀子請取の覺	(旧目録P85)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
2996 A96	F2	天保13年11月 (1842年)・寅	御停止銀代り金御下ヶ 小前連印帳	○駿州志太郡:百姓代次郎右衛門、笛間村下組: 組頭甚三郎、名主松兵衛 ●鳩田御役所	今般、1朱銀通用停止により、引替をお願いしたが、その代り金を確かに請取った。合計36両3朱、内1両3朱は、刎銀。	丁数8 (旧目録P11)	原本	横帳	1	○	94
2997 F24	F2	天保13年12月 (1842年)・寅	請取之事 (包紙入り)	○大森組:名主作左衛門 ●上河内村:御帳元松兵衛	1朱銀 11両2分1朱、引替ヲ命じられて、残らず確かに請取った。	(旧目録P85)	原本	状	1		
2998 F25	F2	天保13年12月 (1842年)・寅	請取	○名主治郎兵衛 ●御帳元	大平組金3両2分2朱、この内、錢389文入用。この度、1朱銀引上げ引替えでその下金として請取った。	(旧目録P85)	原本	状	1	○	94
2999 F128	F2	天保13年12月 (1842年)・寅	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、身成村:證人 五郎右衛門@ ●鳩田宿:平左衛門	当暮賄金に困った松兵衛は、金30両を借用。質物として、持山の杉山1ヶ所を書入れ、利足1年1割2分の積月勘定とし、来る卯年7月限りに元利共返済する。他の證文に、金20両ある。	(旧目録P123)	原本	状	2	○	94
3000 F363	F2	天保13年12月 (1842年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○出本村:借主五郎左衛門@、受人次郎右衛門 @ ●上河内村:松兵衛	当寅年の年貢金に困った五郎左衛門が、金2両3朱201文を借用。新茶を充当し、元利共返済する。	(旧目録P123)	原本	状	1	○	94
3001 F364	F2	天保13年12月 (1842年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上河内村:金子借主松兵衛@、身成村:證人 五郎右衛門@ ●鳩田宿:平左衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、持山2ヶ所を書入れ、利足を1年1割2分とした来る卯年の7月限りに返済する。他の相済證文に、鳩田宿靴屋平左衛門から上河内村の岡野谷松兵衛あてに、元利共32両2分を請取ったことを記す。	(旧目録P123)	原本	状	2		
3002 F130	F2	天保14年6月 (1843年)・卯	借用申金子證文之事	○日高組:借主利兵衛、同證人与兵衛、同半七、 高日向組:新太夫、乘山:多郎右衛門、上河内 村:忠右衛門 ●上河内組:松兵衛	入用金に困った利兵衛が、金22両を借用。質物として、持分杉木を書入れ、3期に割賦して返済する。	(旧目録P124)	原本	状	1		
3003 F131	F2	天保14年6月 (1843年)・卯	借用申金子證文之事	○借主松兵衛、同次郎左衛門、證人五郎右衛門 ●鳩田宿:靴屋兵左衛門	入用金に困った松兵衛・次郎左衛門が、金15両を借用。質物として、持山2ヶ所を書入れ、当卯年10月限りに利足1割2分の月勘定で返済する。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3004 F132	F2	天保14年6月 (1843年)・卯	借用申金子證文之事	○田向組:借主利兵衛、田向組:請人与平、同断 半七、高日向組:請人新太夫 ●上河内:松兵衛	入用金に困った利兵衛が、金22両を借用。質物として、乘野山正福寺無人金10両、持分杉木を書入れ、3期に割賦して返済する。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3005 F133	F2	天保14年7月 (1843年)・卯	壳渡申栗の木山證文之事	○上河内村:壳主松兵衛、證人甚三郎 ●鍋島村:栄助	松兵衛は、金5両3分を借用。質物の木を書入れ、壳渡した。年数は、当卯年7月より来る巳年迄の3ヶ月とし、その間の勝手次第の伐採を認める。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3006 F135	F2	天保14年11月 (1843年)・卯	壳作ニ壳渡申椎茸山證 文之事	○上河内村:山壳主松兵衛、證人油右衛門 ●菜野村:勝蔵、日向村:与平	松兵衛は、金60両を借用。質物として、椎茸山を書入れ、年季を去る寅より来る亥年迄の10ヶ月とし、その間は、伐採は勝手次第とする。20両は、当卯秋請取り、残金40両は、来る4年目の巳春請取とする。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3007 F134	F2	天保14年12月 (1843年)・卯	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門 ●瀬沢村:瀬左衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、持山2ヶ所を書入れ、来る辰年3月までに元利共返済する。滞れば、杉山を壳却する。	(旧目録P124)	原本	状	1		
3008 F365	F2	天保15年7月 (1844年)・辰	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上河内村:金子借主松兵衛@、請人五左衛門 @ ●藤枝木町:山口屋庄五郎	盆前の諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。9月晦日までに、元利共、返済する。別紙に、30両請取の覚あり。	シミあり (旧目録P124)	原本	状	1		
3009 F367	F2	弘化2年12月 (1845年)・巳	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、身成村:證人五 郎右衛門 ●鳩田宿:靴屋平左衛門	当暮の諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、持山1ヶ諸を書入れ、1年に1割2分の利足で月勘定とし、来る午年7月限りに元利共返済する。滞れば、山地を何方に壳払ってもかまわない。	汚損、虫損 (旧目録P124)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3010 F368	F 2	弘化3年3月 (1846年)・午	売渡し申杉山證文之事	○上河内村:丸主次郎右衛門(下半部切れ) ●伊奈(欠)政右衛門	持山1ヶ所を金40両で売渡し、内10両を請取る。	(旧目録P117)	原本	状	1		
3011 F369	F 2	弘化3年3月 (1846年)・午	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○笛間上組石上:借主八左衛門、同證人藤兵衛 ●笛間下組:岡野谷松兵衛	当村入用に困った八左衛門が、金1両2分を借用。来る6月晦日までに、元利共返済する。滞るならば、村役人立合いの上、急度返済する。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3012 F370	F 2	弘化3年6月 (1846年)・午	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門 ●瀧沢村:酒屋瀬左衛門	当夏の諸賄に困った松兵衛が、金15両を借用。質物に杉山1ヶ所を書入れ、来る7月晦日、元利共に返済する。	紙疲劳、破損 (旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3013 F371	F 2	弘化3年6月 (1846年)・午	永ク譲り渡申山地證文 之事	○上河内村:山譲り主平右衛門、證人忠右衛門 ●村:松兵衛	年貢諸賄金に困った平右衛門が、金子を借用。残金3両2分316文の返済に、持山1ヶ所を永代譲渡する。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3014 F138	F 2	弘化3年11月 (1846年)・午	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、身成村:證人五郎 右衛門 ●鳩田宿:糀屋平右衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、利足を1ヶ念1割2分とし、来年7月までに元利共返済する。滞れば、質物を充却する。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3015 F372	F 2	弘化3年12月 (1846年)・午	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、身成村:證人五 郎右衛門 ●鳩田宿平右衛門	当暮年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、来る7月、利足年1割2分の月割勘定で返済する。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3016 F373	F 2	弘化3年12月 (1846年)・午	借用申金子證文之事	○上河内:金子借主松兵衛@、請人五左衛門@ ●瀧沢村:酒屋瀬左衛門	年貢金に困った松兵衛が、金子20両を借用。質物として、持林1ヶ所を書入れ、来る未の3月晦日までに返済。滞れば、請人立合いで杉木を充却。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3017 F374	F 2	弘化4年11月 (1847年)・未	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、請人五左衛門 @ ●瀧沢村:酒屋瀬右衛門	年貢金に困った松兵衛が、金子10両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る申の3月晦日までに元利共に返済。滞れば、杉林木を充却(書面全体に×印あり)。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3018 F140	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、身成村:證人五郎 右衛門 ●鳩田宿:糀屋平左衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金子50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、利足年1割2分で勘定。翌年申年7月限りに元利共返済。	(旧目録P124)	原本	状	1	○	94
3019 F375	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	借用申金子證文之事	○笛間石上村:借主八左衛門@、出本:請人帳左 衛門@ ●上河内村:岡野谷松兵衛	年貢金に困った八右衛門が、金4両2分2朱648文を借用。来る申の5月、新茶出来次第に返済。不可ならば、持山を売り、元利共に返済する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3020 F376	F 2	弘化4年12月 (1847年)・未	借用申金子證文之事	○上河内:金子借主松兵衛@、身成村:五郎右衛 門@ ●鳩田宿:糀屋平右衛門	賄金に困った松兵衛は、金20両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、利足年1割2分とし、来る申年の7月までに返済。不可ならば、證人を立て、持山を充却。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3021 F377	F 2	嘉永1年7月 (1848年)・申	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、證人五右衛門 @ ●瀧沢村:酒屋瀬右衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、返済期限を来る11月晦日都巿、返済不可なら質物を充払うと約した。	(旧目録P125)	原本	状	1		
3022 F141	F 2	嘉永1年10月10日 (1848年)・申	御借用申金子證文之事 (包紙あり)	○笛間村下組:借主松兵衛@、身成村:證人五郎 右衛門@ ●山本寛蔵	諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、返済期限を来る11月晦日とし、返済不可なら質物を充払うと約した。	(旧目録P125)	原本	状	1		
3023 F142	F 2	嘉永1年10月10日 (1848年)・申	御借用申金子證文之事	○笛間下組:借主松兵衛、身成村:證人五郎右衛 門 ●山本寛蔵	諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、翌年4月までに元利金とも返済する。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94
3024 F388	F 2	嘉永1年10月 (1848年)・申	御借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、身成村:證人五 郎右衛門 ●鳩田宿:糀屋平右衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、年利1割2分とし、来る酉の6月迄に返済する。返済不可なら、質物を充払う。	(旧目録P125)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・ 写・ 影 別	形態 数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3025 F143	F 2	嘉永1年12月 (1848年)・申	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、身成村:證人五郎右衛門@ ●鷺田宿:糀屋平右衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、利足年1割2分で月勘定をもって酉7月限りに元利共返済する。不可なら質物を売却する。	(旧目録P125)	原本	状 1	○	94
3026 X46	F 2	嘉永2年3月11日 (1849年)・酉	書状 (包紙あり)	○明石屋久兵衛 ●岡野谷松兵衛、平口五郎右衛門、勝山四郎左衛門	鷺田宿古作腰譲、嘉永2年3月、落札。金子を渡したいので、出来れば證人に来てほしい。、	(旧目録P135)	原本	状 1		
3027 F807	F 2	嘉永2年3月 (1849年)・酉	請取申金子證文之事	○身成村:五郎右衛門他5名 ●記載なし	鷺田宿古作他11人譲が200両の譲金を落札。来る戌年より掛金24両宛、譲が終わるまで掛繼をし、質物に杉木・田を書入れる。掛け金が滞れば、質物を引き取ってもらう。	(旧目録P135)	原本	状 1		
3028 F144	F 2	嘉永2年7月 (1849年)・酉	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門 ●瀧沢村:酒屋瀬左衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金子を借用。質物に杉林1ヶ所を書入れ、来る11月晦日限りに元利共返済する。	(旧目録P125)	原本	状 1	○	94
3029 F60	F 2	嘉永2年10月 (1849年)・酉	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、大森村:世話人作左衛門 ●白井村:吉平	年貢賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る戌の3月、元利共返済する。不可なら質物を売却する。	(旧目録P125)	原本	状 1	○	94
3030 F145	F 2	嘉永2年11月 (1849年)・酉	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、證人同村親類五左衛門@ ●鷺田宿:糀屋平左衛門	年貢諸入用に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、年利1割2分で月勘定、翌戌年7月限りで返済する。	(旧目録P125)	原本	状 1	○	94
3031 F163	F 2	嘉永2年11月 (1849年)・酉	御拝借申金子證文之事 (包紙あり)	○佐間村下組:金子拝借人松兵衛@、身成村:證人五郎右衛門@ ●山本寛蔵	年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、嘉永3年4月に元利共返済する。	(旧目録P127)	原本	状 1		
3032 F61	F 2	嘉永2年12月 (1849年)・酉	御拝借申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門、 身成村:證人五郎右衛門 ●鷺田宿:糀屋平左衛門	年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、嘉永3年4月に元利共返済する。杉山1ヶ所を書入れ、年利1割2分で来る戌7月限りに元利共返済する。	(旧目録P125)	原本	状 1	○	94
3033 F379	F 2	嘉永2年12月 (1849年)・酉	永代相渡シ申山地證文 之事	○一色村:地主平作@、證人作兵衛@、名主助左衛門@ ●上河内村:松兵衛	親の代から、年貢賄金として金子を借用。その残金が4両2分1朱573文あり。この質物として持山1ヶ所を永代渡しとした。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P117)	原本	状 1		
3034 F146	F 2	嘉永3年3月11日 (1850年)・戌	御拝借申金子手形之事 (包紙あり)	○佐間下組上川内:拝借主松兵衛@ ●山本寛蔵	無尽譲に差し詰まった松兵衛が、金10両を借用。当4月晦日限りで返済する。	(旧目録P86)	原本	状 1	○	94
3035 F147	F 2	嘉永3年6月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、證人五左衛門 ●鷺田宿:糀屋平右衛門	当夏の諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、当年11月晦日限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P125)	原本	状 1	○	94
3036 F148	F 2	嘉永3年10月 (1850年)・戌	御拝借申金子證文之事	○佐間村下組:金子拝借人松兵衛@、身成村: 證人五郎右衛門 ●山本寛蔵	当戌の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、年利1割で来る亥の4月限り、元利共返済する。返済滞れば、質物を売却する。	(旧目録P125)	原本	状 1	○	94
3037 F149	F 2	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○上河内:金子借主松兵衛、證人五郎右衛門 ●鷺田宿:糀屋平右衛門	当戌の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る亥の7月晦日を限りに元利共返済する。返済滞れば、杉林を売却する。	(旧目録P126)	原本	状 2	○	94
3038 F150	F 2	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛、身成村:證人五郎右衛門 ●糀屋平右衛門	当亥の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る7月晦日を限りに、元利共返済する。返済滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状 1		

通し番号 整理番号	分類 年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3039 F380	F2 嘉永3年12月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○笛間渡村:借主清蔵@、證人次郎助@ ●上河内村:松兵衛	家普請金に困った清蔵は、金5両を借用。質物として、無尽5両取り口、来る11月落札の折、元利共返済する。外に金1両の借用金は、伊勢講無尽講落札の節、返済する。	(旧目録P126)	原本	横帳	1	○	94
3040 F151	F2 嘉永4年6月 (1851年)・亥	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上河内村:金子借主松兵衛@、請人作左衛門 ●白井村:吉平	当夏の諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る九月晦日に元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1		
3041 F152	F2 嘉永4年10月 (1851年)・亥	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、請人五左衛門@ ●大森:助右衛門	諸賄金に困った松兵衛が、金10両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、来る子年3月晦日に元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3042 F155	F2 嘉永4年11月 (1851年)・亥	一作壳渡申椎茸山證文之事	○上川内:山壳松兵衛@、證人五左衛門@ ●平藏	松兵衛は、金80両を借用。金80両のうち、金20両は当亥年11月15日に、60両は、来る寅年と卯年の春子時に30両づつを請取る。質物を書入れ、当亥年より申年迄の10年季とし、この間、自由伐採とする。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3043 F381	F2 嘉永4年4月11日 (1851年)・亥	所々無尽掛金覚	○記載なし ●記載なし	島田の古作を始めとして、上河内村岡野谷松兵衛、笛間渡の次郎左衛門、菜野山の七蔵等の無尽の会期が終了したことの覚帳。	(旧目録P135)	原本	状	1		
3044 F153	F2 嘉永4年12月2日 (1851年)・亥	借用申金子證文之事	○上川内村:金子借主松兵衛、親類證人五左衛門 ●白井:吉平	当亥年の年貢諸役金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る子年3月晦日を期限に返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1		
3045 F154	F2 嘉永4年12月 (1851年)・亥	借用申金子證文之事	○上川内村:金子借主松兵衛@、親類證人五左衛門@、身成村:證人五郎右衛門@ ●鳩田宿:杣屋平右衛門	年貢諸役金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る子年7月に元利共返済する。これが滞れば、杉林を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3046 F156	F2 嘉永5年3月 (1852年)・子	覚	○上川内村:山壳主松兵衛、世話人五左衛門 ●原村:勘藏	松兵衛が、杉山2ヶ所を金95両で売渡す。金子請取については、勘藏は、3両手付、50両は、山入り時、残り42両は「山半与迄」とする。證文に、勘藏の依頼で代金110両を書きつける。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3047 F157	F2 嘉永5年6月 (1852年)・子	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○一色村:借主作左衛門@、請人助右衛門@ ●上河内村:松兵衛	年々の年貢諸賄金に困った作右衛門が、金2両2分を借用。普請無尽金で返金することを約す。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3048 F382	F2 嘉永5年10月 (1852年)・子	借用申金子之事	○原村:勘兵衛@ ●上河内村:岡野谷松兵衛	勘兵衛が、金2両を借用。返金は、当年中とする。	(旧目録P126)	原本	状	1		
3049 F159	F2 嘉永5年11月17日 (1852年)・子	借用申金子之事 (包紙あり)	○上川内:金子借主松兵衛@、請人五左衛門@ ●白井吉兵衛	当子年の諸賄金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、来る3月晦日、元利共に返済する。これが滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3050 F161	F2 嘉永5年11月17日 (1852年)・子	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上川内村:金子借主松兵衛@、請人五左衛門 ●大もり:助右衛門	当子年の諸賄金に困った松兵衛が、金10両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、来る3月晦日まで、元利共に返済する。これが滞れば、質物を売却する。	(旧目録P126)	原本	状	1		
3051 F160	F2 嘉永5年12月14日 (1852年)・子	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上川内村:借主松兵衛@、身成村:證人五郎右衛門@、鳩田宿:同藤吉@ ●鳩田宿:房吉	年貢諸賄金に困った松兵衛が、金25両を借用。質物として、杉林・木を書入れ、利足10両に付き、1月銀6匁の勘定。翌年6月限りで元利共返済する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94
3052 F62	F2 嘉永6年6月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事	○上川内村:金子借主松兵衛@、身成村:證人五郎右衛門 ●鳩田宿:杣屋平右衛門	当夏の諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、当11月晦日限りで返済する。	(旧目録P126)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原 厚 区 別	形態	数 量	撮 影	番号 コピー 保管
3053 F65	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛@、證人五左衛門@、 身成村:同五郎右衛門@ ●水川村:藤五郎	当丑の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉木植付1枚を書入れ、来る寅6月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3054 F66	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事	○上川内村:借主松兵衛、證人五右衛門 ●抜里村:八左衛門	当丑の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金子を借用。質物として、杉木植付1枚を書入れ、来る寅6月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3055 F164	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上川内村:借主松兵衛@、證人五左衛門@、 身成村:同五郎右衛門 ●鳩田宿:糀屋平左衛門	当丑の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金30両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、利足年1割2分の月勘定で、来る寅7月限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。覚として、別に、金4両永200文の書付あり。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3056 F68	F 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事	○上川内:借主松兵衛@、同證人五左衛門@、 身成村:同五郎右衛門@ ●鳩田宿:糀屋平左衛門	当寅の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉林1枚を書入れ、来る11月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3057 F69	F 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛、同證人五左衛門、身 成村:同五郎右衛門 ●鳩田宿:糀屋平左衛門	当寅夏の諸賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、利足年1割2分の月勘定で、来る11月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3058 F166	F 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事	○上川内:借主松兵衛@、同證人五左衛門@、 身成村:同五郎右衛門@ ●鳩田宿:糀屋平左衛門	当寅夏の賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、来る7月までに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3059 F167	F 2	嘉永7年10月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内:借主松兵衛@、同證人五左衛門@ ●大森村:作左衛門	賄金として、松兵衛が金10両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、卯年3月晦日までに返済する。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3060 F70	F 2	嘉永7年11月 (1854年)・寅	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛@、同證人五左衛門@、 身成村:同五郎右衛門@ ●水川村:藤五郎	当寅の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金80両を借用。質物として、杉山2枚と杉木植付場を書入れ、来る卯9月限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3061 F71	F 2	安政2年2月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	○上川内村:借主松兵衛@、證人五左衛門 ●白井村:吉兵衛	当春の諸賄金に困った松兵衛が、金15両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、当3月晦日限りに元利共返済する。	(旧目録P127)	原本	状	1	○	94
3062 F169	F 2	安政2年6月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	○上川内村:借主松兵衛@、同證人五左衛門@、 身成村:同五郎右衛門@ ●鳩田宿:糀屋平左衛門	当夏の賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、利足年1割2分の月勘定で、当11月限りに元利共返済する。	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3063 F383	F 2	安政2年9月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛@、同證人五左衛門@、 身成村:同五郎右衛門@ ●水川村:藤五郎	当卯年の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉木植付場11枚を書入れ、来る辰9月限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。他に、平口五郎右衛門宛中村藤五郎書状、岡谷松兵衛宛中村藤五郎の覚あり。	(旧目録P128)	原本	状	3	○	94
3064 F72	F 2	安政2年10月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上川内村:借主松兵衛@、證人五左衛門@ ●大森村:仲賀助右衛門	当卯年の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金10両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、来る辰4月限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3065 F170	F 2	安政2年10月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上河内:借主松兵衛@、證人五左衛門@、同 惣右衛門@ ●二又村:西野平四郎	当卯冬の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、来る辰4月限りに元利共返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3066 F171	F 2	安政2年10月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	○上川内村:松兵衛@、證人五左衛門@、同 惣右衛門 ●二又村:西野平四郎	当卯冬の年貢賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。しちものとして、杉山1ヶ所を書入れ、翌辰年4月限りに返済する。	腐蝕あり (旧目録P128)	原本	状	1	○	94

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3067 F173	F 2	安政2年12月 (1855年)・卯	借用申金子證文之事	○上河内村:借主松兵衛@、證人甚三郎@、同次郎右衛門@ ●鳩田宿:糺屋平左衛門	年貢金に困った松兵衛が、金10両を借用。質物として、杉山1ヶ所を書入れ、翌辰年6月、元利共に返済する。	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3068 F389	F 2	安政3年6月 (1856年)・辰	永ク譲渡申山地證文之事	○一色村:借主作兵衛@、證人組頭藤左衛門@、同名主助右衛門@ ●上河内郷:松兵衛	年貢金に困った作兵衛の養父が、金4両1分を借用。当辰の新茶の仕立てで返済すべきであったが、新茶仕立てがならず、養父も死去したので、返済が滞った。そこで、質物の山地を永譲渡する。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3069 F175	F 2	安政3年10月 (1856年)・辰	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○金子借主松兵衛@、證人五左衛門@ ●白井:三四郎	年貢諸賄金に困った松兵衛が、金40両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、来る巳の冬までに、元利とも返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原本	状	1		
3070 F176	F 2	安政3年11月 (1856年)・辰	借用申金子證文之事	○上河内村:金子借主松兵衛@、同請人五左衛門@、身成村:證人五郎右衛門@ ●鳩田宿:糺屋平右衛門	当辰の年貢賄金に困った松兵衛が、金60両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る巳の6月迄に返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P128)	原本	状	1		
3071 F177	F 2	安政3年11月 (1856年)・辰	借用申金子證文之事 (下書)	○一色村:借主作兵衛、證人 ●上川内:松兵衛	無尽金・相続祝入用金に困った作兵衛が、金2両を借用。来る巳年中に返済する。不可ならば、持分の土地を売却する。(下書)	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3072 F179	F 2	安政4年6月 (1857年)・巳	借用申金子證文之事 (下書方)	○記載なし(松兵衛方) ●川久へ	公用金に金100両を借用。質物として、杉木植付の場1枚を書入れ、来る午の6月迄に返済する。滞れば、質物を売却する。、	(旧目録P128)	原本	状	1	○	94
3073 F180	F 2	安政4年6月 (1857年)・巳	相渡申杉山之事・覚	○佐間渡村:借主銀次郎@、證人太郎兵衛@、同次郎左衛門@ ●佐間下組:松兵衛	銀次郎が金2両2朱272文を借用。質物として、杉木を書入れ、いつでも杉木勝手次第とする。その節、地所を返してほしい。覺に、4回に分けて返済を記す。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3074 F904	F 2	安政4年6月 (1857年)・巳	覚	○宿:作兵衛 ●記載なし	作兵衛の講掛金を記す。各自の口数と金額を示すが、目的・金額は不明。	(旧目録P135)	原本	横帳	1		
3075 F182	F 2	安政5年6月 (1858年)・午	借用申金子證文之事	○上河内村:借主松兵衛@、同證人五左衛門@、身成村:證人五郎右衛門@ ●鳩田宿:糺屋平左衛門	諸々の賄金に困った松兵衛が、金25両を借用。質物として、杉林1枚を書入れ、来る11月迄に返済する。滞れば、質物を売却する。	(旧目録P129)	原本	状	1		
3076 F905	F 2	安政5年11月29日 (1858年)・午	覚	○大森:祐右衛門@ ●岡野谷	利金両、11月4日に受取る。△金2両を受取る。	(旧目録P133)	原本	状	1		
3077 F390	F 2	安政5年12月 (1858年)・午	借用申金子證文之事 (包紙あり)	○上川内村:松兵衛@、證人惣右衛門@、同五左衛門@ ●白井:三四郎	当午の年貢諸賄金に困った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉林1ヶ所を書入れ、来る11月に元利共返済する。	(旧目録P129)	原本	状	1	○	94
3078 F391	F 2	文久3年8月 (1863年)・亥	相渡置申一札之事 (包紙入り)	○身成村:五郎右衛門@、同名主久左衛門@ ●上川内村:松兵衛	五郎右衛門が買取った山に対し、松兵衛が支配したいということを、親の代から聞き及んでいる。現在、親類があるので、難しい事でないが、数年たてば他人同様となる。現在、大病の身であるので、快復時に話す。ソレまで、名主に申し入れてほしい。	(旧目録P117)	原本	状	1	○	94
3079 F6	F 2	慶應3年11月11日 (1867年)・卯	当所氏神無尽落札質入帳	○上川内:金子預主権四郎@、證人三郎右衛門@ ●御連中	氏神普請の無尽譲。38名で41口、金額20両2分(1口に付き、金2分掛け)。各人、烟・山林を質物とする。	丁数15 (旧目録P135)	原本	堅帳	1		
3080 F27	F 2	慶應4年3月 (1867年)・辰	借用申金子證文之事	○伊久美村小川:借主甚左衛門@、請人五郎衛門@、證人八太夫 ●上河内村:松兵衛	年貢諸賄金に困った甚左衛門が、金62両を借用。質物として、杉木1ヶ所を書入れ、利足年々支払い、終了時に證文を返却願う。	(旧目録P129)	原本	状	1	○	94
3081 F392	F 2	明治1年11月 (1868年)・辰	借用申金子證文之事 (包紙入り)	○上河内村:借主松兵衛、請人甚三郎 ●大平村:市右衛門	諸入用金に困った松兵衛が、金20両を借用。質物の持山を書入れ、来る巳年6月に元利共返済する。	(旧目録P129)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3082 F907	F 2	明治1年12月27日 (1868年)・辰	覚	○大森:祐右衛門@ ●岡野谷	万延元年申11月より明治元年12月迄の9年間の利足金2両を12月29日に請取。又、辰12月27日に金4両請取。	(旧目録P133)	原本	状	1		
3083 F908	F 2	明治2年7月12日 (1869年)・巳	覚	○大森:助左衛門 ●上河内村:をかのや	当正月より7月までの金利足10両、明治元年12月より同7月までの金利足15両。金2両1分、当7月までの利足相済。	(旧目録P133)	原本	状	1		
3084 F909	F 2	明治2年9月14日 (1869年)・巳	受取	○大森村:作五郎 ●岡野谷	金25両の手形、金10両の手形、2口〆金35両、利金2口分、2分金受取り。	(旧目録P133)	原本	状	1		
3085 F1070	F 2	明治3年11月29日 (1870年)・午	覚	○大森組:作五郎 ●上河内:松兵衛	元金10両の手形、元金25両の手形、2口〆利足4両1分2朱の利足金受取り。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3086 X18	F 2	明治4年5月15日 (1871年)・辛未	家普請無尽連名帳	○記載なし ●記載なし	無尽の口数と名前を列挙。33人、口数計2口、金20両(元金)。	(旧目録P296)	原本	状	1		
3087 C584	F 2	2月20日 ・子	書状	○石上:次郎左衛門 ●上河内:松兵衛	亥年の年貢のため、金1両を借用。元利共、新茶出来次第に返済する。	(旧目録P65)	原本	状	1		
3088 F1020	F 2	5月16日 ・子	覚	○(両)組 ●岡野や	2口寄永2貫47文9分、この金2両3分646文。この金子3両を請取り、2朱174文返し。	(旧目録P131)	原本	状	1		
3089 F730	F 2	5月25日 ・子	覚	○原村:七右衛門@ ●川内村:松兵衛	金2両の領収書。印に藤枝在原村淹下とある。	(旧目録P173)	原本	状	1		
3090 F841	F 2	7月12日 ・子	書状	○石上村:清左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	清左衛門は、金子不足のため、金5両を借用。秋の椎茸で返金する。	(旧目録P129)	原本	状	1		
3091 F464	F 2	12月17日 ・子	覚	○二又:西の平蔵 ●上河内:岡の谷松兵衛	惣右衛門一件に係わる金子貸付。詳細不明。	虫損甚大 (旧目録P130)	原本	状	1		
3092 F393	F 2	2月5日 ・丑	なし	○石上:六郎左衛門 ●上河内村:松兵衛	私共が借用している金子の返済が皆済できない。残金は、6月まで貸し置いてほしい。	(旧目録P130)	原本	状	1		
3093 F843	F 2	8月29日 ・丑	書状	○股平孫右衛門 ●岡野谷松兵衛	孫右衛門が、金35両借用。椎茸売上もしくは現金で月替りに返済する。	(旧目録P130)	原本	状	1		
3094 F394	F 2	10月 ・丑	借用申書付之事	○村本:利兵衛@ ●上河内村:松兵衛	用々に困った利兵衛が、金1両を借用。寅年の春子(椎茸)が出来次第、返済する。	(旧目録P130)	原本	状	1	○	94
3095 F484	F 2	12月9日 ・丑	覚	○富屋 ●株:平左衛門	無尽掛金として、金3両2分2朱を請取る。	(旧目録P135)	原本	状	1		
3096 F493	F 2	6月15日 ・寅	覚	○衆野山:大始謹中 ●上河内村:庄兵衛	大始金として、金3朱を請取る。	(旧目録P135)	原本	状	1		
3097 F495	F 2	7月22日 ・寅	覚	○(身成):五郎右衛門 ●「上	石神分の無尽金10両、錢48文、大豆つり、使い熊、たしかに請取る。	(旧目録P144)	原本	状	1		
3098 F424	F 2	寅	借用申金子手形之事 (包紙あり)	○質主三郎太夫@、請人久三郎 ●上河内村:松兵衛	当寅の諸賄金に困った三郎太夫が、金2両を借用。質物として、杉山1枚ヲ書入れ、2カ年渡す。	(旧目録P132)	原本	状	1		
3099 D186	F 2	3月2日 ・卯	書状	○石上村:原木八左衛門 ●上河内村:岡の谷松兵衛	入用金につき、たびたび無心し、2度に金3分を借用。この度も尚無心願いく、人を遣わす。宗門人別帳は、来る10日までに願う。	(旧目録P88)	原本	状	1		
3100 F190	F 2	4月14日 ・卯	覚	○松兵衛@ ●村:藤右衛門	松兵衛が、金10両を急に借受け、6月15日までに返済する。	(旧目録P109)	原本	状	1		
3101 F845	F 2	5月21日 ・卯	書状	○石上村:原木八左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	原木八左衛門が、金1分を借用。間違いなく返済する。	(旧目録P130)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類 年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原本 原書区別	形態 数量	撮影 箱番号 コピー 保管
3102 F731 2	F 6月21日 ・卯	覚	○柿屋伝五郎(角印) ●上河内・岡野谷松兵衛	銭13貫148文、この金2両ある。柿屋からの領収書。	(旧目録P173)	原本 状	1	
3103 F811 2	F 6月21日 ・卯	覚	○藤枝川木町:山口庄助@ ●岡の谷松兵衛	703文の金子請取覚。	(旧目録P146)	原本 状	1	
3104 F933 2	F 12月30日	覚	○大森内:助右衛門@ ●上河内村:松兵衛	利足金2両、確かに請取る。	(旧目録P146)	原本 状	1	
3105 F939 2	F 11月10日 ・辰	覚	○兵左衛門@ ●上河内村:松兵衛	当辰年7月川11月までの利足金1両2分を請取る。	(旧目録P149)	原本 状	1	
3106 F941 2	F 12月29日 ・辰	覚	○伊久美:西野平四郎 ●岡野や松兵衛	利足金1両、確かに請取る。	(旧目録P149)	原本 状	1	
3107 F440 2	F 辰	借用申金子證文之事 (下書き)	○記載なし ●柿屋平左衛門	当辰年の諸入用金に、金50両を借用。質物として、持山1ヶ所を書入れ、来る巳年の6月に元利とも返済。	(旧目録P132)	原本 状	1	
3108 F943 2	F 3月4日 ・巳	覚	○奥州星仁左衛門 ●上河内:松兵衛	確かに金20両を請取った旨の證文。	(旧目録P150)	原本 状	1	
3109 F945 2	F 3月21日 ・巳	覚	○二又:西屋 ●上河内村:「上」	金438文、差引369文の代金支払い。	(旧目録P150)	原本 状	1	
3110 F949 2	F 5月1日 ・巳	覚	○吉水屋善兵衛@ ●岡野谷松兵衛	弥右衛門講掛金半口分、金1両2分の請取證。	(旧目録P135)	原本 状	1	
3111 F950 2	F 6月12日 ・巳	覚	○原村:七右衛門@ ●上川内村:松兵衛	錢代金3両、当座金4両の請取。錢について、近々値段引となる由、通知。	(旧目録P150)	原本 状	1	
3112 F667 2	F 7月19日 ・巳	書状	○柿屋伝五郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	金子入用につき、金2両を借用願いたい。	(旧目録P131)	原本 状	1	
3113 F951 2	F 10月3日 ・巳	覚	○中村藤五郎 ●岡野谷松兵衛	辰9月の貸付金50両、利巾6両で△56両。内金として6両請取、差引50両。これは、来る午の9月までの貸付金。	(旧目録P151)	原本 状	1	
3114 F953 2	F 11月20日 ・巳	覚	○紅屋平右衛門 ●松兵衛	紅3斗、2貫312文。金1分2朱請取。以上236文返上。	(旧目録P151)	原本 状	1	
3115 F958 2	F 12月26日 ・巳	口上	○ぬくり村:杉や八左衛門@ ●上河内村:岡野谷松兵衛	源藏の金子無心5両、再度の無心を願いたい。取り込み中であるので、使用人を遣わすので、ご容赦願いたい。	(旧目録P130)	原本 状	1	
3116 F559 2	F 6月5日 ・午	覚	○(駿州身成)丸 ●「上」	古作無尽として金6両2分2朱268文、内金7両を請取、差引1分と540文の返し。	(旧目録P153)	原本 状	1	
3117 F420 2	F 9月 ・午	覚	○二又:平四郎@ ●上河内:岡野谷松兵衛	巳の6月から午の9月迄の金子24両2分2朱と868文の請取。	(旧目録P167)	原本 状	1	
3118 F963 2	F 10月2日 ・午	覚	○中村屋五郎@ ●岡のや松兵衛	確かに金60両を請取る。	(旧目録P153)	原本 状	1	
3119 F964 2	F 11月1日 ・午	書状	○二又:西野兵四郎 ●岡野谷松兵衛	西光寺無尽について、別紙を差上げる。相違があらば、申出てほしい。これについて、貴様の考え方を得たい。	(旧目録P135)	原本 状	1	
3120 F964 2	F 11月1日 ・午	覚	○二又:西野平四郎@ ●上河内:岡野谷松兵衛	藤枝木町西光寺の無尽請講金13両ト460文の請取。	(旧目録P136)	原本 状	1	
3121 F560 2	F 11月29日 ・午	覚	○名代:源七 ●上河内:松兵衛	利金として、儲に金5両1分2朱を請取る。	(旧目録P136)	原本 状	1	

通し番号 整理番号	分 類	年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原 本 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3122 F966	F 2	11月29日 ・午	利金之請取之事	○白井:吉平@ ●松兵衛	儘に金1分3朱を請取る。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
3123 F971	F 2	6月28日 ・未	覚	○鳩田宿:平左衛門@ ●上河内村:松兵衛	去る午12月から当未6月迄の、元金50両の利金3両2分、儘に請取る。	(旧目録P133)	原 本	状	1		
3124 F972	F 2	8月28日 ・未	覚	○龍屋平八 ●松兵衛	去る午7月から当未8月までの、元金25両の利金4両1分2朱、儘に請取る。	(旧目録P154)	原 本	状	1		
3125 Z31	F 2	2月 ・申	書状 (包紙あり)	○洞雲寺知事 ●瀬沢村:半兵衛、上河内村:松兵衛	且那が集って頼母子講設立の相談が決定。且那が決まつたら、知らせるので、伝声頼む。	(旧目録P136)	原 本	状	1		
3126 X32	F 2	6月晦日 ・申	書状	○石上村:六郎左衛門(角印) ●岡野谷松兵衛	盆前で賄不足で、金1両2分を取替え願いたい。去る冬も、2分借用したが、冬までに元利共返済する。	(旧目録P301)	原 本	状	1		
3127 F413	F 2	6月 ・申	書状	○ミ並:請人伊兵衛 ●上河内村:岡野谷松兵衛	去る冬、竹崎村の忠兵衛が金の無心を申し入れた。新茶で勘定して頂き、又、借用を願っているので、取替えてほしい。9月末迄に元利共返済する。	(旧目録P134)	原 本	状	1	○	94
3128 F580	F 2	11月 ・申	書状	○記載なし ●記載なし	金2両を「来る酉年拝借の事」とし、伊左衛門分1両2分を挙げる。	(旧目録P134)	原 本	状	1		
3129 F581	F 2	12月13日 ・申	覚	○石上:清左衛門、請人八左衛門 ●松兵衛	金5両を借用。近日、證文を渡す。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3130 F582	F 2	2月27日	覚	○奥州屋佐右衛門 ●岡谷	儘に、金3両2分1朱と4文を請取る。	(旧目録P156)	原 本	状	1		
3131 F75	F 2	3月10日 ・酉	借用金子之事	○身成村:五郎右衛門、上川内:松兵衛 ●鳩田宿:平左衛門	金子に困った五郎右衛門が、金16両を借用。明11日限りに返済。手形持参でないので、この仮書付を渡す。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3132 F986	F 2	6月29日 ・酉	覚	○平左衛門@ ●松兵衛	利足金3両2分請取りの覚書き。	(旧目録P157)	原 本	状	1		
3133 F791	F 2	7月5日 ・酉	書状	○岡野谷松浦 ●平口五兵衛	金子3両を差し上げたいが、不都合により断る事となった。追伸で、少しでもよいなら、使いに1両2分を持たせたので、改めの上、請取ってほしい。	(旧目録P179)	原 本	状	1		
3134 F194	F 2	酉	借用申金子證文之事	○金子借主:松兵衛@、請人五左衛門@ ●西野平四郎	当年の諸賄金に請った松兵衛が、金50両を借用。質物として、杉山1枚を書入れ、来る戌年元利共に勘定し、返済する。滞れば、質物充払う。	破損甚大 (旧目録P130)	原 本	状	1	○	94
3135 F866	F 2	4月晦日 ・戌	書状	○清左衛門 ●上河内:岡之谷松兵衛	先に金子借用した清左衛門が、金2両を無心。茶が出来次第、残らず返すので、よろしく。	(旧目録P130)	原 本	状	1		
3136 F594	F 2	11月26日 ・戌	覚	○会所:七十 ●「上	大1口、金2分2朱、小川甚左衛門。小1口、金1分2朱177文、小川松兵衛。小1口、小川廉四郎。△金2両352文、この内、2両1朱を請取る。	虫損甚大 (旧目録P158)	原 本	状	1		
3137 F609	F 2	7月9日 ・亥	覚	○平口五郎右衛門(身成村) ●「上	金18両1朱、使い幸吉により、儘に請取る。更に、江戸より皆へ2朱と259文取替え分差上と付加。この金子、藤枝織で到着。	(旧目録P159)	原 本	状	1		
3138 F818	F 2	10月29日 ・亥	覚	○山口屋庄五郎@ ●岡の谷松兵衛	洞雲寺講掛金、7両3分1朱、儘に請取る。	(旧目録P160)	原 本	状	1		
3139 F746	F 2	亥	預り申無尽金證文之事	○記載なし ●記載なし	私家普請のため、金4両2分を預かる。質物を書入れ、夏・冬両度づつ掛け払いたい。案文。	(旧目録P137)	原 本	状	1		

通し番号 整理番号	分類 年号 西暦( )・干支	年月日 年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 形態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3140 F880	F 2	8月9日 ・壬	書状	○二又村:西野平四郎 ●岡野谷松兵衛人々御中	先日差上げた茶筵の代金、鑑に請取る。大橋方への荷物の代金、請取る。	(旧目録P166)	原本 状	1		
3141 F870	F 2	1月19日	書状	○林光院 ●上河内:岡野谷松兵衛	一色村の助右衛門にお願いした時ヶ谷村耕雲寺の一件、檀中を集め相談の結果、金子不足のため、貴殿に借用したいと決定。古郷に書状を出し、助成を願っているが、古郷からの書状が届く11月頃まで、金1両を借用したい。近日、和尚の書状を差上げる。	(旧目録P179)	原本 状	1	○	94
3142 F871	F 2	1月24日	書状	○みなり村:平口五郎右衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	家の普請につき、金5両を貸して頂きたい。2月中には、必ず返済するので、使いの者に渡してほしい。	(旧目録P131)	原本 状	1		
3143 F999	F 2	1月25日	書状 (包紙あり)	○身成村:平口仙次郎 ●上河内村:岡野谷若旦那	金子借用へのお礼。仙次郎父の伊勢出立の際のわさびかすずけの願い。	(旧目録P131)	原本 状	1		
3144 K82	F 2	1月26日	口上	○石上:甚左衛門 ●上河内村:岡のや松兵衛	来る28日、太々謹開催につき、御来光を願う。	(旧目録P214)	原本 状	1		
3145 F819	F 2	2月6日	書状	○五郎右衛門 ●岡野谷	無尽預り先が、仙郎から五郎右衛門に移る。山口屋別家の借金に付いて、田中様・稻川親子も登場。田中様御払い米の話しどり、松兵衛に伝える。	破損甚大 (旧目録P303)	原本 状	1		
3146 F1000	F 2	2月7日	書状	○いしがみ:廉平 ●岡野谷松兵衛	伊勢屋傳兵衛よりの為替手形はどうなっているか。江戸表に出かけているので、為替の権を片付けたい。都合悪ければ、少しづつでもなるべく早く、片付けてほしい。	(旧目録P179)	原本 状	1		
3147 F407	F 2	2月12日	書状	○石上村:八左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	八左衛門が無心したところ、取替えいただいたことへのお礼。なお残金1両證文の通り、取替え願いたい。	(旧目録P134)	原本 状	1		
3148 F1006	F 2	2月20日	書状	○西野平蔵 ●岡野谷松兵衛、御隠居	金子5両、3月10日頃まで、立替を願う。	(旧目録P134)	原本 状	1		
3149 F797	F 2	3月29日	覚	○(駿州身成):五郎右衛門 ●「上	嶋田無尽金として、金16両2分2朱と268文、内金16両3分請取り、差引540文を返す。	(旧目録P161)	原本 状	1		
3150 F1015	F 2	4月7日	覚	○二又:西野@ ●「上	1貫36文、金として2朱と228文。2朱と300文を請取り、差引68文を返す。	(旧目録P162)	原本 状	1		
3151 F873	F 2	4月29日	書状	○阿主南寺 ●岡野谷松兵衛	先に借用した金子代として、下茶を少々差上げる。大日山での行事が2日で終わり、お礼に金子を差上げたい。ついで、2分の金子を5月中に差上げるので、借用願いたい。	(旧目録P134)	原本 状	1		
3152 F739	F 2	4月	覚	○記載なし ●記載なし	講掛金の小割。	(旧目録P137)	原本 状	1		
3153 F1018	F 2	5月2日	書状	○西の平蔵 ●岡の谷御両君	平蔵の当座における恩借の一件。私は、一向に存ぜず、昨夕白井の伝次郎より金子のことでの手紙がきて、驚いている。何卒お許しを願いたい。	(旧目録P180)	原本 状	1		
3154 X83	F 2	5月14日	書状	○一色村:助左衛門 ●上河内村:松兵衛	金子に困った助左衛門が、金1両を借用。金子を清八に渡してほしい。	(旧目録P305)	原本 状	1		
3155 F638	F 2	5月22日	覚	○多吉@ ●岡野谷松兵衛	金1両、鑑に請取る。	(旧目録P180)	原本 状	1		
3156 F412	F 2	6月5日	覚	○山口屋庄五郎@ ●の岡の谷松兵衛	洞雲寺譲の掛金3両3分、平左衛門を使ひに、鑑に請取る。	(旧目録P136)	原本 状	1		
3157 F874	F 2	6月9日	書状	○丸一 ●「上	明日、家山が無尽の定日。過日は、金子不足のため、延行。この度はお出まし願いたい。茶相場も、二又や小川辺まで来ているが、私共は入り兼ね、迷惑に思う。	(旧目録P136)	原本 状	1		

通し番号 整理番号	分類 西暦( )・干支	年号 年月日	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3158 F202	F 2	6月10日	書状	○西野平四郎 ●岡野谷松兵衛	笛間渡譲につき、私への落札願いを聞き入れていただき、ありがたい。金子は、古松にわたしてほしい。證文は、村方浅右衛門引受けの印形を差上げる。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3159 F647	F 2	6月12日	書状	○塩本力:甚兵衛 ●河内村:御苗松兵衛	今まで借用の麦8俵を請取っていただきたい。金子2両を借用願いたい。	(旧目録P131)	原本	状	1		
3160 F648	F 2	6月14日	覚	○本町:太吉@ ●岡野谷松兵衛	金1両の請取の覚。	(旧目録P186)	原本	状	1		
3161 E56	F 2	6月17日	書状	○石上村:豊福寺 ●岡之谷松兵衛	前住職恩借金子について、新住職は飯料にも差支え現状。返済は、年賦にして頂きたい。	(旧目録P193)	原本	状	1	○	94
3162 F652	F 2	6月21日	笛間渡むじん金	○大森村:市兵衛 ●上河内村:松兵衛	無尽金9両2分、笛に請取る。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3163 F864	F 2	6月24日	書状 (包紙入り)	○勝山利兵衛 ●上河内村:岡野谷松兵衛	当春借用の金10両と利足分の金券、ようやく今日持参させたので、お請取り願いたい。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3164 D283	F 2	6月26日	書状	○平野平蔵 ●岡野谷松兵衛	笛間村方の忠藏は、質物を書入れて、寛政末年に金4両3分を借用。年季切れば、返済ないので、糾明願いたい。	(旧目録P91)	原本	状	1		
3165 F76	F 2	7月5日 ・酉	書状 (包紙入り)	○鳴田川端:中田屋久兵衛 ●上河内:松兵衛	去る丑年に取替えた金子に付いて、返金の約定が6月晦日であるので、是非共返金願いたい。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3166 F658	F 2	7月7日	書状	○小川:油屋@ ●上河内村:「上	金4両2朱308文の請取狀。	(旧目録P164)	原本	状	1		
3167 F1038	F 2	7月30日	書状	○「正増右衛門 ●上河内:岡野谷松兵衛	21日より病気でよくならない。引合の金子が延々となっている。茶を売払って勘定するので、勘弁願いたい。	虫損甚大 (旧目録P134)	原本	状	1		
3168 F669	F 2	7月	覚	○さよまと:市左衛門 ●上河内:松兵衛	無尽村分、金1朱、内74文返分。1石につき、260文返分。中屋無尽分。	(旧目録P165)	原本	状	1		
3169 F671	F 2	8月2日	覚	○ニ又:平蔵 ●「上旦那	金2両、笛に請取り、二又村の浅右衛門講に遣わした旨を伝える。	(旧目録P165)	原本	状	1		
3170 F962	F 2	8月11日	覚	○藤枝:柿屋伝五郎 ●岡野谷松兵衛	金5両、使い平右衛門で笛に請取る。	(旧目録P153)	原本	状	1		
3171 F877	F 2	8月12日	書状 (包紙あり)	○身成:平口七郎左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	金子入用につき、金1両を借用願いたい。11月迄に、必ず返済する。詳細は、面会の折、申上げる。	(旧目録P165)	原本	状	1		
3172 F1043	F 2	8月13日	書状	○西の平蔵 ●岡野谷松兵衛・松助	講掛金について、会合の折、小掛の取調があるとの事。よろしく、心掛けを願いたい。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3173 F418	F 2	9月28日	書状	○一色村:助右衛門、使藤左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	当年諸作違作により、困った助右衛門が、金5両の借用を願う。荷売払いの上、返済する。滞れば、来る4月の新茶で元利共勘定する。	(旧目録P132)	原本	状	1	○	94
3174 F426	F 2	10月1日	請取	○ぬくり:古んや ●上河内村:「上	梁代金1両の請取について、彦右衛門分と共に差引。つり88文、差し遣わす。	(旧目録P172)	原本	状	1		
3175 F814	F 2	10月1日	覚	○平四郎@ ●上河内村:岡野谷松兵衛	利金4両3分4朱と164文の請取。	(旧目録P133)	原本	状	1		
3176 F883	F 2	10月8日	書状 (封紙あり)	○三双村:龍光院 ●上河内村:岡野谷松兵衛	年貢に差し詰まり、金1両取替え願いたい。近日、參上する。	(旧目録P167)	原本	状	1		
3177 X151	F 2	10月20日	口上	○二又:世話人 ●上河内村:岡野谷松兵衛・各々衆中	当月25日、平四郎宅にて開催の無尽講の通知。	(旧目録P307)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦( )・干支	標題	○差出入(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原写 区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3178 F1053	F 2	11月6日	書状	○吉永屋:善兵衛 ●上河内:岡野谷松兵衛	為替金17両渡し、都合36両3分2朱を通帳へ、請取の控を。尚、当方金子入用につき、借用願いたい。	(旧目録P132)	原本	状	1		
3179 F886	F 2	11月10日	書状	○駿州瀬戸:下田惣吉@ ●上河内村:岡野屋松兵衛	金子借用願(金額・期限等なし)。	(旧目録P132)	原本	状	1		
3180 F829	F 2	11月15日	書状	○笛間渡:太郎兵衛 ●岡野谷松兵衛	無尽仕入金として、1分2朱を借用願いたい。	(旧目録P181)	原本	状	1		
3181 F1058	F 2	11月15日	書状	○二又より ●上河内:岡野谷松兵衛	藤枝木町の鉄藏と稻川右衛門の2人が、講について勘定たてで近日無尽出会したいと案内あり。貴殿も出席して、面会願いたい。今日、伊久美へ妻の商売に出るので、上表の持ち合わせがあれば、お願ひしたい。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3182 F697	F 2	11月21日	覚	○洞雲寺譲世話人(角印) ●岡ノ谷松兵衛	金3両3分、儘に請取る。	(旧目録P136)	原本	状	1		
3183 F586	F 2	11月26日	書状 (包紙入り)	○勝山利兵衛・勝山周助 ●岡野谷松兵衛	覚に、金10両借用と請取。礼状に、金10両借用のお礼を述べる。	(旧目録P130)	原本	状	2		
3184 F78	F 2	11月	覚	○洞雲寺譲世話人 ●岡野谷松兵衛	洞雲寺無尽金8両1分を、書面の通り、繩札で渡したので、請取願いたい。	(旧目録P93)	原本	状	1		
3185 F703	F 2	12月1日	覚	○洞雲寺譲世話人 ●岡のや松兵衛	洞雲寺譲金3両3分、儘に請取る。	(旧目録P137)	原本	状	1		
3186 F889-3	F 2	12月5日	書状	○二又:西野善郎 ●上河内:岡野谷庄兵衛	依頼された金30両、借入れ差上げるので、證文を送付願いたい。宛名は、岡野谷松兵衛、返済期限は、5月晦日限りとする。	(旧目録P169)	原本	状	1		
3187 F891	F 2	12月11日	書状 (包紙入り)	○笛間渡:市川隱居 ●上河内:岡野谷	祝い事を19日と決めた。亀五郎も参上すべきだが、年貢勘定で失礼する。7月、借りた金子2分の返金ヲするが、残金2分に付いて葉、来年夏頃まで貸してほしい。	(旧目録P134)	原本	状	1		
3188 F1060	F 2	12月12日	書状	○西の平蔵 ●岡野谷松兵衛、松助	洞雲寺譲の件、なかなかお金が集らず、御迷惑を掛けた。山口屋などに話したところ、11月5日ころ、可睡より借用したこと。これは不埒であるので、貴家より書状を出して、住職と掛合の上、勘弁願いたい。	(旧目録P137)	原本	状	1		
3189 F44	F 2	12月14日	覚	○中河行長 ●上河内村:御役人	金200疋、使いの者より儘に請取る。	(旧目録P170)	原本	状	1		
3190 C521	F 2	12月19日	書状	○記載なし ●松兵衛1名	宿金1両2分、来春または夏迄、借用願いたい。返済滞れば、持ち馬を売って必ず返済する。近いうちにお目に掛り、お願ひする。	(旧目録P70)	原本	状	1	○	94
3191 F717	F 2	12月25日	書状 (包紙あり)	○家山:村松周庵 ●上河内:岡野谷松兵衛	金子借用願。	(旧目録P132)	原本	状	1		
3192 F1072	F 2	閏12月	借用申金子之事	○堀田七太夫 ●岡野谷松兵衛	要用により、金1両借用。来る4月、元利共に返済する。	(旧目録P132)	原本	状	1		
3193 F724	F 2	25日	覚	○柳屋新九郎 ●八百八	大2人分、小1人分、内1分請取。差引1貫132文渡しとある。取引品名は不明。	(旧目録P172)	原本	状	1		
3194 X154	F 2	欠	欠	○欠 ●欠	当年、年貢・諸入用が壊っているので、今年は例年より金1両を借用したい。前後欠文。	(旧目録P310)	原本	状	1		
3195 F425	F 2	欠	永ク蒙リ渡シ申山地證文之事(下書)	○欠(裏書:上御仏前 石神甚左衛門) ●欠	去年卯年に、年貢納入に困った養父作兵衛が、当辰年の新茶を担保に金子を借用。養父急死で新茶も出来ない。そこで私の持山を質物に借用、永代貴殿に売る。	虫損甚大 (旧目録P118)	原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦( )・干支	標題	○差出入(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3196 C609	F 2	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	浅田屋清右衛門は、身上不勝手につき、講を企画。近辺の村方はあらかたはなしがまとまり、遠方の下泉・地名・笹間渡村他へも金額割振り目録を添え、賛同を求める順達の書状。	(旧目録P137)	原本	状	1		
3197 E112	F 2	記載なし	書状	○岡の屋松兵衛 ●二又村:西野平四郎	昨年から金子無心しているが、山代金は返金。今日は、人を差遣すが、是非金10両お貸し願いたい(慶應2年古手紙入の袋にあり)。	(旧目録P118)	原本	状	1		
3198 F80	F 2	記載なし	椎茸山山小屋場證文之事	○栗野山:庄吉 ●かし御とう主	この度、当村の松兵衛が貴方へ椎茸山を売り渡したが、その山内で小屋場が都合悪く、山代金1両2分で他に貸し渡した。山年数の内は、自由に設けて良い。但し、山仕舞役は返してほしい。	(旧目録P104)	原本	状	1		
3199 F207	F 2	記載なし	借用申金子手形之事	○上河内村:借主伝四郎、同證人松兵衛 ●同村:源三郎	商売を始めるため、金1両を借用。質物として、茶烟1巻きを指出し、返金滞れば、質物を請取られたい。	(旧目録P132)	原本	状	1	○	94
3200 F210	F 2	記載なし	一作壳渡申椎茸山證文之事	○記載なし ●記載なし	山代金80両。内、金20両は当亥年11月15日請取。来る寅年に30両。卯年に30両を兩年とも、春子時に請取る。当亥年より来る10年迄10ヶ年内を自由とする。	(旧目録P118)	原本	状	1	○	94
3201 F428	F 2	記載なし	覚 (包紙入り)	○三並村:新や伊兵衛 ●上河内:岡野谷松兵衛	金2朱ト405文、金2朱、金2朱ト48文の記載あり。	(旧目録P172)	原本	状	1		
3202 F429	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	藤吉・乙助料人の金錢請取の覚書き。	(旧目録P172)	原本	状	1		
3203 F430	F 2	記載なし	覚	○壳主新太夫、同伊右衛門 ●記載なし	新太夫が杉山1枚を金4両でいなり嶋平十に、杉山1枚を金20両で中溝の甚助に売渡した。これにより、竹木壳渡し山の調べについて、取り調べた處、書面の通り相違なし。竹と共に家普請の使用のために売り出したものである。	(旧目録P106)	原本	状	1		
3204 F433	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	無尽講掛金の覚。1口 三郎介他、口數と氏名を記載。	(旧目録P322)	原本	状	1		
3205 F435	F 2	記載なし	こより	○記載なし ●記載なし	「万治年号分六番 三本」とある。商品名等不明。元治の誤りか。	(旧目録P325)	原本	状	1		
3206 F437	F 2	記載なし	永代壳渡新山地手形之事	○上河内:山地壳主五左衛門@、同證人五郎兵衛@ ●松兵衛	年貢賄金に困った五左衛門が、金子1両3分を借用。長慮いに上り、金子の勘定ができるない。そこで、山地1巻きを永代売りしたい。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P119)	原本	状	1		
3207 F438	F 2	記載なし	永代壳渡新山地手形之事	○山地壳主五左衛門、同證人五郎@、同證人惣右衛門@ ●松兵衛	年々の年貢金に困った五左衛門が、不仕合が続き、山地1巻きを金1両2分で渡す。山年貢は、当方で負担する。	(旧目録P119)	原本	状	1		
3208 F742	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	商品代金領収書。5両煙硝1斤、348文酒3升、100文川越酒代、 内1分預り、差引632文。拾文目4分せみ糸、内1分預り。2口忽差引165文とあり。	分類F-1に相当 (旧目録P174)	原本	状	1		
3209 F743	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	蠟燭等他8商品の覚。	分類F-1に相当 (旧目録P174)	原本	状	1		
3210 F745	F 2	記載なし	「上」	○記載なし ●記載なし	1分2朱88文「上分 他3件。 て2分2朱と320文出分とあり。	分類F-1に相当 (旧目録P174)	原本	状	1		
3211 F769	F 2	記載なし	相場覚	○記載なし ●記載なし	尾張・桑名・津・松坂・駿州・遠州等、夫々に升目を書上げる。相場一覽。	分類F-1に相当 (旧目録P182)	原本	状	1		
3212 F771	F 2	記載なし	覚 一つたやのうつしー	○記載なし ●記載なし	金2両3朱と168文、金1朱と88文、金100文の3口、 て3両1朱60文の覚。	分類F-1に相当 (旧目録P175)	原本	状	1		

## 分類:F-2 商業一金融

No.225

通し番号 整理番号	分類 年号	年 月 日 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3213 F794	F 2	記載なし	書状	○小川より ●岡野谷	当月25日、岡島村六郎左衛門殿無尽があるので、お知らせする。	(旧目録P176)	原本	状	1		
3214 F725	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	金子請取の覚。	(旧目録P173)	原本	状	1		
3215 F898	F 2	記載なし	書状 (包紙あり)	○抜里村:よね沢米作 ●上河内村:岡野谷松兵衛	無尽勧誘の書状。	(旧目録P137)	原本	状	1		
3216 F738	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	神轎・灯蓋・灯心・火打・茶碗・椀・手拭地・絹・綿・板昆布・切昆布・絹節・砂糖等、日用品の書付諸。	分類F-1に相当 (旧目録P174)	原本	状	1		
3217 F741	F 2	記載なし	昨年致置候鉄炮證文之事	○記載なし ●記載なし	昨年注文した鉄炮の件について、紙面の提出が延び延びとなっているのは、なぜか。	分類F-1に相当 (旧目録P95)	原本	状	1		
3218 F761	F 2	記載なし	書状	○いしがみ ●岡野谷	平四郎から金子のことが難しいとの手紙あり。これまで話し合ってきたように、貴家で引請けたことであるので、なんとか縁合わせていただきたい。	(旧目録P175)	原本	状	1		
3219 F1092	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	覚書3件のべ金3朱4貫文として、金2分1朱248文、内金3分渡す。他2朱372文とあり。	(旧目録P177)	原本	状	1		
3220 F1095	F 2	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	入用に差支え、無心したところ、早速承知いただいた。11月には、返金の予定だが、都合が付かず、申訳ない。来春のお茶までには、返金する。	(旧目録P132)	原本	状	1		
3221 F1097	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	金2分2朱は、抜里会の折に出金。金1両3分は、江戸出発の際、借用して出金した。	(旧目録P182)	原本	状	1		
3222 F1103	F 2	記載なし	覚(後欠)	○記載なし ●記載なし	18人の名と多額の金額記載。目的は不明。	(旧目録P177)	原本	状	1		
3223 F1104	F 2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	金銭書上げの覚だが、用途不明。その他覚に、164文たばこ半玉、はなそめ364文とあるが、不名。	分類F-1に相当 (旧目録P177)	原本	状	1		

## 分類:G-1 交通・通信一宿駅

3224 D41	G 1	宝曆14年2月22日 (1764年)・申	朝鮮人来朝帰国諸入用 明細帳 上河内扣	○記載なし ●記載なし	①朝鮮人来朝諸掛りの覚②同帰国割当覚③琉球人參向帰國入用覚 (明和1年11月参向、12月帰国)の3帳。川越入足代、村負担などを具体的に記す。	(旧目録P55)	原本	横帳	3	○	94
3225 F204	G 1	(延宝4年) (1676年)	乍恐以書付宿金拝借御 断申上候	○記載なし ●記載なし	金3両と永330文、利足月1割5分。嶋田宿御敷金の内、借用相違なし。宿の御金貸付の否やお尋ねにつき、回答。	破損甚大 (旧目録P84)	原本	状	1		
3226 A71	G 1	享和3年11月 (1803年)・亥	拝借仕金子之事	○駿州志太郡佐間村下組:拝借人名主伊左衛門 ④、同利兵衛⑤、證人五郎右衛門⑥他3名 ●嶋田御役所	「寛政元年(1789)嶋田宿御伝馬役之者御貸付金」の内から、11両を年利1割5分で借用。質物として、畠地を書き入れている。途中、寛政5年に貸金10両とあり、返済期日が文化元年(1804)11月で、元利共返済する。	(旧目録P192)	原本	状	1	○	94
3227 G18	G 1	文化3年11月 (1806年)・寅	拝借仕金子之事	○駿州志太郡佐間村下組:拝借人太郎右衛門 ④、同喜左衛門⑤、證人利兵衛⑥、松兵衛⑦、孫左衛門⑧ ●嶋田御役所	「宝永元年(1704)嶋田宿伝馬役之者御敷御貸付」の内から、金2両3分を拝借。質物として、高6石8斗2升3合地を書き入れ、年利1割半で来る卯年11月19日限りで返済する。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3228 A72	G 1	文化5年11月 (1808年)・辰	拝借仕金子之事	○駿州志太郡佐間村下組:拝借人伊左衛門④、 同利兵衛⑤、證人名主松兵衛⑥、他村役人3名 ●嶋田御役所	「寛政元年(1789)嶋田宿御伝馬役之者御貸付金」の内から、5両2分を年利1割5分で借用。質物として、畠地を書き入れている。文化6年(1809)11月19日を期日とし、元利共返済する。来る文化7午年に4両2分を借用。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94

## 分類:G-1 交通・通信一宿駅

No.226

通し番号 整理番号	分 類	年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 コピー 保管
3229 A73	G 1	文化6年11月 (1809年)・巳	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笛間村下組:拝借人伊左衛門@、同利兵衛@、證人名主松兵衛@、他村役人3名 ●鳩田御役所	「寛政元酉年拝借鳩田宿御伝馬役之者御教御貸付金」の内より、金4両2分を拝借。年利1割5分で、質物として高15石2斗5升7合9匁の田地を書入れた。寛政11末年には3両となり、この返済が文化7年午年11月19日で、元利共返済する。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3230 A74	G 1	文化6年11月 (1809年)・巳	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笛間村下組:拝借人太郎右衛門@、同甚左衛門@、同利兵衛@、證人松兵衛@、百姓代孫左衛門@ ●鳩田御役所	「宝永元申年(1704)拝借鳩田宿御伝馬役之者御教御貸付金」の内より、金1両1分を、年利1割半で拝借。質物として、高6石8斗8升3合を書入れた。この借金は、寛政11年には1両2分となり、その返済日が文化7午年になっている。11月19日までに元利共返済する。しかし、困窮により、不可能となった。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3231 G19	G 1	文化7年11月 (1810年)・午	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笛間村下組:拝借人太郎右衛門@、同甚左衛門@、證人利兵衛@、同名主松兵衛@、同百姓代孫左衛門@ ●鳩田御役所	「宝永元年鳩田宿御伝馬役之者御教御貸付金」の内より、金1両1分ヲ拝借。質物として、高6石8斗8升3合地を書入れ、年利1割半で来る未の11月19日限りに返済する。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3232 A75	G 1	文化7年11月 (1810年)・午	拝借仕金子之事	○駿州志太郡笛間村下組:拝借人伊左衛門@、同利兵衛@、證人名主松兵衛@、他村役人3名 ●鳩田御役所	「寛政元酉年拝借鳩田宿御伝馬役之者御教御貸付金」の内より、金3両2分を拝借。年利1割で、質物として高15石2斗5升7合9匁の田地を書入れた。この返済が文化8年末年11月19日で、元利共返済する。来る申年式2両2分の證文を差出す。	(旧目録P188)	原本	状	1	○	94
3233 A78	G 1	文化8年11月 (1811年)・未	(前次)證文	○駿州志太郡笛間村下組:拝借人伊左衛門@、同利兵衛@、證人名主松兵衛@、他村役人3名 ●鳩田御役所	「寛政元酉年拝借鳩田宿御伝馬役之者御教御貸付金」の内より、金2両2分を拝借。年利1割で、質物として高15石2斗5升7合9匁の田地を書入れた。この返済が文化9年申年11月19日で、元利共返済する。	(虫損多し 旧目録P188)	原本	状	1		
3234 G17	G 1	天保3年1月 (1832年)・壬申	東海道中附日記	○駿州志太郡東川根上河内邑:岡塙谷氏松輔 ●記載なし	①東海道各宿・里程、秋葉より御油への里程、四日市より伊勢への里程。②伊勢参宮日記の小遣いなどを記す。	(旧目録P189)	原本	横 帳 半	1	○	94
3235 F397	G 1	7月24日	覚	○赤坂宿御定宿・喫煙屋庄五郎 ●御客様	4人分の旅籠代、金2分800文。酒・肴代、金2朱と148文。計金2分2朱948文、鎌に請取る。	(旧目録P154)	原本	状	1	○	94
3236 C619	G 1	11月1日 ・申	廻状	○鳩田御役所 ●各村名主組頭	鳩田宿助成金の内、拝借金を来る19日に元利共滞りなく返納するようにもし来る酉年も拝借するなら、利足1割を納め、残金・質地證文を差出すよう、廻状を順達する。	(旧目録P189)	原本	状	1	○	94
3237 G9	G 1	3月5日	書状	○座嶋作右衛門、座嶋市郎兵衛 ●(村郷)	朝鮮人来朝につき、往還筋普請所、その他の各所(本多憲正少弼、仙石丹後守、荻原近江守、大久保大隅守に掛かる領知)への廻状。	(旧目録P190)	原本	状	1		
3238 G15	G 1	記載なし	書状	○記載なし ●記載なし	今晚、私方が御用宿に指定されたので、申上げる。	(旧目録P190)	原本	状	1		

## 分類:G-2 交通・通信一助郷

3239 G5	G 2	天保7年12月 (1836)・申	御泊り入用定	○記載なし ●記載なし	御1頭1夜御泊宿料金1分。御2頭1夜泊り宿料金1分2朱。以下、同様。高掛り割合。	(旧目録P189)	原本	状	1		
3240 G3	G 2	弘化4年12月 (1847年)・未	①助郷御免願惣代入用 ②・同御出約御泊り入用 ③・同村役人参会入用 右割合帳	○記載なし ●記載なし	①永1貫650文8分、②・③銀13匁銭800文。これを高割に分ける。笛間村下組8組(家数91軒)ごとに記載。	(旧目録P189)	原本	状	1		
3241 G2	G 2	安政5年冬 (1858年)・午	覚(返納助郷)	○記載なし ●記載なし	286文、五郎兵衛、263文、惣右衛門。22名の記録。内、寺7文。	(旧目録P184)	原本	状	1		
3242 G464	G 2	安政6年11月20日 (1859年)・未	覚	○藤枝宿登方:問屋年寄@ ●笛間村下組御役人中	金2両3分、永81文4分5厘。この錢552文。来る申年3月より酉年2月までの入馬与荷勤の示談金、儘に請取る。	(旧目録P189)	原本	状	1	○	94

## 分類:G-2 交通・通信一助郷

No.227

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・写 別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3243 G466	G2	8月22日 ・子	書状	○藤枝宿:間屋年寄 ●瀬戸之谷村・瀬澤村・伊久美村・笹間村・抜里村・家山村・身成村	余荷人馬のこと。この廻状がつき次第、早々出錢願いたい。「慶應2年古手紙入」の中にある。	(旧目録P190)	原本	状	1		
3244 G24	G2	9月10日 ・子	書状	○上組:名主八郎左衛門 ●下組:御名主衆中	藤枝助郷勤役金高100石につき、金15両2分の割合、20日迄に間屋方迄持参のこと。笹間村両組助郷勤高66意志、これを上下に振り分ける。	(旧目録P185)	原本	状	1	○	94
3245 G467	G2	11月晦日 ・子	覚 (包紙入り)	○上組:名主 ●下組:御名主	助郷高のことを別紙に明細を書付け、送付。そのなかの覚に、高66石藤枝余荷助郷として、上下2組の各高を記す。	(旧目録P184)	原本	状	1	○	94
3246 D274	G2	12月24日 ・丑	書状	○三並組:名主 ●下組:帳元	丸子宿助郷出役の負担金。下組分23両453文(23両2分68文)。割合届けてほしい。	(旧目録P87)	原本	状	1		
3247 G8	G2	2月8日 ・酉	廻状	○駿府紺屋町役所:寺西直次郎 ●寺西直次郎御代官所駿州志太郡身成村・笹間村・伊久美村・本多豊前守領分瀬澤村・瀬戸之谷村・岡崎兼三郎支配所家山村・抜里村	右の村々は、道中奉行より藤枝宿増助郷勤の指令が出たので、村役人懇代の者、1、2人ずつ、来る18日紺屋町役所に印形持参の上、出頭せよ。	(旧目録P184)	原本	状	1	○	94
3248 G442	G2	2月26日	書状	○身成村:名主 ●上河内村:名主	人馬雇金を藤枝宿へ出金、持參せねばならないが、その出役について、伊久美村にお願いしたい。御村からも、声を掛けてほしい。	(旧目録P184)	原本	状	1		
3249 G10	G2	3月13日	書状	○下組:名主 ●上組:名主	瀬澤村添状により、回送した助郷取替の書付、14日までに瀬澤村に返すので、御村調切の上、今日中に当村へ返却願いたい。	(旧目録P184)	原本	状	1		
3250 G11	G2	3月14日	書状	○下組:名主 ●上組:御帳元	藤枝宿助郷につき、添状が送付されて来た。当村は、これに印形し、御地に返すので、身成村に繼立願いたい。	(旧目録P190)	原本	状	1		
3251 G12	G2	12月8日	覚	○小川:近平 ●上河内村:岡野や松兵衛	助郷金3両を預かる。内金2両3分2朱と506文納入。残金290文から諸費差引90文を差上げるので、請取り願いたい。	(旧目録P184)	原本	状	1		
3252 G14	G2	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	二又における助郷役人の昼休入用として、提出。	(旧目録P184)	原本	状	1		
3253 G459	G2	記載なし	書状	○三井組合:名主 ●御帳元	去る冬の助郷出役入用、金8両2分と銭2貫文は、私の取替分。この内より三井村分・高日向分を差引き、残は去年の出役不足分共に勘定願いたい。	(旧目録P185)	原本	状	1		
3254 A94	G2	記載なし	村方検約取締之事	○記載なし ●記載なし	この度、東海道藤枝宿より差村されて、助郷を仰せ付けられたが、百姓は迷惑している。村方の諸事検約として、博打賄の諸勝負はしない、小酒屋はない豆腐油抜をこしらえ売買しない、を擧げる。	(旧目録P7)	原本	状	1		
3255 G470	G2	記載なし	書状	○名主松兵衛 ●高日向組:御名主申右衛門	藤枝助郷の事で、小川基左衛門方へ当月20日に8ヶ村のもの皆参会。貴願もご苦労ながらおいで願いたい	(旧目録P185)	原本	状	1		

## 分類:G-3 交通・通信一通行

3256 G4	G3	文化15年2月 (1818年)・寅	往来一札	○駿府志太郡藤枝宿洞雲寺 ●国々御席諸御役人中	洞雲寺且那の男女11名が、この度、菩提一國巡礼、神社・仏閣拜礼の旅に出る。よって、国々の関所を通じていただきたい。途中、日暮には一夜を願いたい。病死したら、その土地の差方で処理してほしい。	(旧目録P189)	原本	状	1	○	94
3257 G23	G3	文政6年1月 (1823年)・未	一札之事 (包紙入り)	○駿府紺屋町山田茂左衛門御代官所駿州志太郡笹間村之内上河内村:名主松兵衛 ●宿々村々御役人衆中	上河内村同行の者、心願により、再極巡礼井金毘羅山まで参詣する。道中、海川関所の通行、万一、差支えて難波している時、御地での御厚恩の取り計らいを願う。	(旧目録P189)	原本	状	1	○	94
3258 G21	G3	(天保6年)閏7月6日 (1835年)	(船貨渡観)	○幾又(藤枝:幾屋又助) ●記載なし	金3両。徳田屋吉右衛門船相渡である。	(旧目録P188)	原本	状	1		

## 分類:G-3 交通・通信一通行

No.228

通し番号 整理番号	分類	年号 西暦( )・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考 (旧目録ページ)	原・ 写区別	形態	数量	撮影	箱番号 コピー 保管
3259 G6	G 3	弘化3年3月 (1846年)・牛	差上申一札之事	○駿州志太郡身成村百姓代藤右衛門、組頭助左衛門、名主五郎右衛門、笛間渡村名主次郎左衛門、鷺綱村名主新左衛門 ●鳴田川方御役人中	当3月28日、大井川川支えの節、岡部宿の伝吉・伝五郎の2人が、5人の旅人を案内し、身成村の寅之丞・松右衛門・由藏3人に御制禁の桶越を頼み、実行せんとする時に、川役人に発見された。大変な事なので、笛間渡と鷺綱の名主に頼み、寅之丞他2人は、1年間村方に置かれない村法で扱うこととした。	(旧目録P189)	原本	状	1	○	94
3260 G443	G 3	3月6日 ・子	覚	○藤枝下伝馬町鍵屋又助 ●岡野谷松兵衛	御状1通、江戸大伝馬町富田利兵衛御行、髓に請取り届ける、とある。	(旧目録P183)	原本	状	1		
3261 K88	G 3	11月 ・卯	覚	○無量寺役僧(角印) ●笛間村下組御役人中	止宿料錢400文、髓に納入した旨の覚。	(旧目録P209)	原本	状	1		
3262 G20	G 3	3月12日	覚	○門屋十兵衛 ●岡野谷松兵衛	未聞7月(天保6年)書入れの徳田屋吉右衛門船「上椎芽15両分 内運賃・駄賃等差引き、相渡す。」	(旧目録P185)	原本	状	1		
3263 G445	G 3	4月1日	(覚)	○木町:多吉 ●上河内:岡松	金1両、伝四部分、駄賃錢。請取る。	(旧目録P185)	原本	状	1		
3264 I49	G 3	8月29日	書状 (包紙入り)	○焼津湊:船行事船持中 ●河内村:岡野屋松兵衛	焼津湊松村惣五郎船、沖船頭佐右衛門乗船が、6月28日、焼津湊出帆。日和懶く、豆州浦々に滞船し、8月22日、ようやく下田湊を出帆。しかし、風波強く、同日7つ時、大島湊に着いたが、船荷物もまとめて燃え一同途方にくれ何事も出来なかつた。当湊の清右衛門・沖船頭徳兵衛船に助けられ、浦賀に上陸。飛脚により一昨日27日に到来、報せる。	(旧目録P192)	原本	状	1		
3265 A119	G 3	9月4日	書状	○七郎左衛門 ●平口五郎右衛門	御役人、鍋島・渡崎・当組御見分、笛間川桶越にて出立。古き書物のうち、天保5・6・7・8の出来方帳が見当たらず、心当たりあらば、お知らせ願いたい。	(旧目録P91)	原本	状	1		
3266 G22	G 3	記載なし	(船貨渡覚)	○記載なし ●記載なし	①10月27日出、金2両2分。②2月6日出、金2両2分。相届かず。③門(屋)十兵衛金3両、箇田や吉右衛門乗、右相届分。	(旧目録P188)	原本	状	1		

## 分類:G-4 交通・通信一通信

3267 A100	G 4	享保21年2月28日 (1736年)・辰	覚	○記載なし ●記載なし	下江の長慶寺から始まり、清水村の清水寺・東光寺村の東光寺・相賀村の石田佐門・伊太の靜居寺・笛間の松兵衛・せとのや善門寺・瀧沢伝兵衛・上河内幸叟寺など、15人の名を挙げ、伝馬町万屋御三人乗り相添え、嶋角右衛門様へ申出る様仰せ付けられたとある。	(旧目録P6)	原本	状	1		
3268 G462	G 4	3月18日 ・子	覚	○三度屋十兵衛 ●岡野谷松兵衛	早状1通。江戸神田連雀町小田原屋長兵衛方へ、間違ひなく届ける。	(旧目録P183)	原本	状	1		
3269 G447	G 4	4月16日 ・子	(駄賃請取)	○木町:多吉 ●上河内:岡野谷松兵衛	駄賃金1両、使い平左衛門で髓に請取る。	(旧目録P185)	原本	状	1		
3270 G461	G 4	12月 ・子	覚	○(藤枝上伝馬):三度屋十兵衛 ●岡野屋松兵衛	早状1通200文。小田原屋十右衛門他4名、3月18日から12月4日にかけて送り、右の通り相済しどある。	(旧目録P183)	原本	状	1		
3271 G450	G 4	1月21日 ・丑	覚	○藤枝下伝馬町鍵屋又助 ●岡野谷松兵衛	廻状1通200文。江戸本町4丁目大橋太郎次郎行き。使い橋本平左衛門、金子請取る。	(旧目録P183)	原本	状	1		
3272 F469	G 4	1月26日 ・丑	覚	○(藤枝宿)紺屋又助 ●岡野谷松兵衛	3月5日、200文、早状。金子請取る。	(旧目録P不明)	原本	状	1		
3273 F487	G 4	12月25日 ・丑	覚	○(藤枝上天満町)三度屋重兵衛 ●岡野屋松兵衛	駄賃600文、髓に請取る。	(旧目録P183)	原本	状	1		